

湯沢町地域防災計画

資料編

新潟県南魚沼郡湯沢町

目 次

1 防災組織に関する資料	1
資料1 湯沢町防災会議条例.....	1
資料2 湯沢町防災会議委員名簿.....	3
資料3 湯沢町災害対策本部条例.....	4
資料4 湯沢町災害対策本部要綱.....	5
資料5 湯沢町災害対策本部組織及び業務分担表.....	7
資料6 湯沢町災害救助条例.....	10
資料7 豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する 場合の運用基準.....	11
資料8 湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	13
資料9 湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	17
2 災害関係機関に関する資料	20
資料10 災害関係機関連絡先.....	20
3 危険区域及び防災施設等に関する資料	21
資料11 河川等の状況.....	21
(1) 国土交通省管理河川（直轄区域）.....	21
(2) 新潟県管理河川.....	21
資料12 重要水防箇所（南魚沼地域整備部所管）.....	22
資料13 洪水ハザードマップ.....	23
資料14 湯沢町消防団管轄区域及び監視河川.....	24
資料15 砂防指定地一覧表.....	26
資料16 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所.....	29
資料17 土砂災害危険箇所.....	35
急傾斜地危険箇所.....	35
(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所 I.....	35
(2) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所 II、III.....	36
地すべり危険箇所.....	37
(1) 南魚沼地域振興局 地域整備部所管.....	37
(2) 南魚沼地域振興局 農林振興部所管.....	37
土石流危険溪流.....	38
(1) 土石流危険溪流 I.....	38
(2) 土石流危険溪流 II.....	41
(3) 土石流危険溪流 準ずる溪流.....	41
資料18 山地に起因する災害危険箇所.....	42
(1) 山腹崩壊危険地区.....	42
(2) 崩壊土砂流出危険地区.....	42
資料19 豪雪災害防止区域.....	45
資料20 雪崩発生危険箇所.....	46
(1) 国土交通省所管.....	46
(2) なだれ危険箇所（保安林指定箇所）.....	48

資料 21	保安林指定箇所	49
資料 22	観測所	51
(1)	水位観測所	51
(2)	雨量観測所	51
(3)	雪量観測所	51
資料 23	消防団の組織体制・機材配備状況	52
(1)	消防団組織体制	52
(2)	ポンプ車両・ポンプ器材配備状況及び車庫・器具庫設置状況	53
4	給水・給食等に関する資料	54
資料 24	給水用緊急資機材等に関する資料	54
(1)	給水タンク	54
(2)	応急給水車両	54
(3)	給水容器	54
資料 25	給水・給食に関する資料	55
(1)	学校給食施設	55
(2)	水道施設給水能力	55
(3)	災害時応急給水施設一覧	55
5	医療機関に関する資料	56
資料 26	医療機関の連絡先	56
(1)	南魚沼地域 主要医療機関	56
(2)	南魚沼地域外 主要医療機関	56
6	食料及び生活必需品等に関する資料	57
資料 27	災害時物資等供給協力協定機関・団体	57
資料 28	食料・生活必需品関係取扱先	58
(1)	食料関係	58
(2)	生活必需品関係	59
(3)	業者（土木建設、管工事、電気工事等）	60
7	車両に関する資料	62
資料 29	町所有車両の現状	62
(1)	役場関係車両一覧	62
(2)	消防団車両一覧	65
8	通信に関する資料	66
資料 30	湯沢町防災行政用無線局運用管理規則	66
資料 31	湯沢町防災行政無線局及びその他通信機器	68
(1)	湯沢町防災行政用無線局（地域防災無線アナログ式 150MHz 帯）	68
(2)	その他通信機器	69
(3)	無線機の操作	70
9	避難場所及び避難所に関する資料	71
資料 32	災害時避難場所施設提供協力協定等機関・団体	71
資料 33	避難場所	72
(1)	市街地火災等発生時の避難場所（屋外）	72

(2) 町指定避難場所（屋外）	72
資料 34 避難所	74
(1) 町指定避難所（屋内）	74
(2) 福祉避難所	75
資料 35 ヘリポート適地等一覧表	76
(1) 新潟県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場指定施設	76
(2) 湯沢町ヘリポート適地	76
資料 36 指定緊急輸送道路一覧	77
資料 37 湯沢町避難所開設運営マニュアル	80
(1) 様式 1 建物被災チェックシート	86
(2) 様式 2 避難所の開放スペース等	90
(3) 様式 3 避難者名簿	91
(4) 様式 4 避難状況報告書（第 1 報）	92
(5) 様式 5 避難状況報告書（定時報告）	93
(6) 様式 6 物資依頼伝票	94
(7) 様式 7 食料依頼伝票	95
(8) 様式 8 物資受入簿	96
(9) 様式 9 物資管理簿	98
(10) 様式 10 取材者用受付簿	100
(11) 様式 11 郵便物等受取帳	101
(12) 様式 12 外泊届用紙	102
(13) 様式 13 ペット飼育者名簿	103
10 災害関係協定、覚書に関する資料	104
資料 38 災害時各種協定締結一覧	104
(1) 地方公共団体応援協定	104
(2) 物資供給協定	104
(3) 建設・建築業等応援協定	105
(4) 災害救助犬出動協定	105
(5) 災害情報等放送協定	106
(6) 災害協力協定	106
(7) 災害情報交換協定	1056
(8) 避難所施設提供協定	105
(9) 郵便局（郵政公社）協定	105
(10) 新潟県防災行政無線管理運営協定	106
11 その他の資料	107
資料 39 湯沢町の既往の主な災害	107
(1) 風水害	107
(2) 雪害	107
(3) 地震災害（町周辺）	108
(4) その他	109
資料 40 様式	110
(1) 様式 1 参集途上被害状況報告用紙	110
(2) 様式 2 災害概況速報用紙	111
(3) 様式 3 要請情報用紙	112

1 防災組織に関する資料

資料 1 湯沢町防災会議条例

○湯沢町防災会議条例

昭和 39 年 7 月 8 日
条 例 第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、湯沢町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 湯沢町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱するもの
 - (2) 新潟県の知事部局の職員のうちから町長が委嘱するもの
 - (3) 南魚沼警察署の職員のうちから町長が委嘱するもの
 - (4) 町教育委員会委員のうちから町長が委嘱するもの
 - (5) 消防関係機関の職員のうちから町長が委嘱するもの
 - (6) 町長がその部内の職員のうちから指名するもの
 - (7) 指定公共機関その他公共団体等のうちから町長が委嘱するもの
- 6 前項の委員の数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第12号）

この条例は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成17年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

資料 2 湯沢町防災会議委員名簿

区分	所属機関	職名	電話
会長	湯沢町	町長	784-3451
1号委員	国土交通省湯沢砂防事務所	所長	784-2263
	国土交通省長岡国道事務所湯沢維持出張所	所長	784-1177
2号委員	南魚沼地域振興局	局長	772-2662
3号委員	南魚沼警察署	署長	770-0110
4号委員	湯沢町教育委員会	教育長	784-2211
5号委員	南魚沼市消防本部	消防長	782-9119
	南魚沼市消防本部湯沢消防署	署長	784-3377
	湯沢町消防団	団長	784-3451
6号委員	湯沢町	副町長	784-3451
	〃	総務課長	784-3451
	〃	地域整備課長	784-4852
	〃	上下水道課長	784-4853
	〃	産業観光課長	784-4850
	〃	町民課長	784-3453
	〃	健康福祉課長	784-4560
7号委員	東日本高速道路(株)新潟支社湯沢管理事務所	所長	784-3921
	越後湯沢駅	駅長	785-5080
	N T T 東日本新潟支店災害対策室	室長	0258-38-2391
	東北電力(株)魚沼営業所	所長	772-2023
	しおざわ農業協同組合	組合長	785-5316
	湯沢町商工会	会長	784-2522

資料3 湯沢町災害対策本部条例

○湯沢町災害対策本部条例

昭和39年7月8日
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、湯沢町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第12号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 湯沢町災害対策本部要綱

○湯沢町災害対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯沢町内において発生し、又は発生のおそれのある水火災、地震、台風、豪雪その他の災害に際して発動し、災害の未然防止と被害の軽減、災害応急対策及び被災者救助をはかることを目的とする。

(組織)

第2条 湯沢町災害対策本部（以下「対策本部」という。）は町及び関係諸団体をもって組織する。

(構成)

第3条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 2人
- (3) 本部付 1人
- (4) 係長 6人
- (5) 係員 町職員

(職務)

第4条 この要綱の目的達成のため職員は、次の任務に服するものとする。

- (1) 本部長は、本業務の遂行を統監する。
- (2) 副本部長は本部長の指示により職員を指揮監督し、本部長事故ある時はその業務を代行する。
- (3) 本部付は、副本部長を補佐する。
- (4) 係長は上司の指示により係員を指揮監督し、業務を遂行する。
- (5) 係員は、係長の指示に従い業務を遂行する。

(分掌事務)

第5条 対策本部の係別分掌事務は湯沢町災害対策本部組織及び業務分担表（別表）によるものとし、各係長は毎年4月末までに係員の業務分担表を作成し、本部に提出するものとする。

(招集)

第6条 本部長は、第1条の事態が発生し、又は発生の恐れがある時は業務分担表により職員を招集するものとする。ただし、必要に応じ各係相互間の融通調節をはかる。

(出動)

第7条 職員は第1条の事態が発生し、拡大のおそれがあると認められた時は自発的に登庁、又は現場に急行して業務分担表の任務につくものとする。

- 2 現場に出動した場合は、電話その他の方法により本部長にその旨報告しなければならない。

(帳簿の保存)

第8条 各係長は、災害のため作成した各種帳簿を保存して置くものとする。

(写真撮影)

第9条 各係はこの要綱に基づき活動中、必要と認められた現況写真を撮影して記録の保存に努めなければならない。

(災害公表)

第 10 条 災害に関する対外公表は、総務部が一括して本部長の承認を得てこれを行う。ただし、関係機関との連絡はその都度関係各係で行い、本部長にその結果を報告するものとする。

資料5 湯沢町災害対策本部組織及び業務分担表

別表（第5条関係）

部名	部長担当職	係構成	主な事務分掌
総務部	総務部長	災害対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災直後の初動対応及び本部体制に関する統括 2 各部、各係への連絡司令に関する事 3 本部会議、関係部長・関係係長会議に関する事 4 応援要請に関する事 5 報道機関への対応に関する事 6 避難勧告、指示、警戒区域設定に関する事 7 被災情報及び防災情報等の収集・処理に関する事 8 県に対する報告並びに県・国・各関係機関、災害時応援協定に関する事 9 地震情報、気象情報の授受及び伝達に関する事 10 防災行政無線等被害状況調査及び緊急機能確保並びに通信手段の確保、運用に関する事 11 災害救助法適用及び激甚災害指定の申請に関する事 12 消火活動に関する事 13 環境放射線モニタリング（原災） 14 屋内退避・避難誘導（原災） 15 汚染物質の除去・除染（原災）
		財政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策予算の編成等財政措置に関する事 2 復興計画及び予算に関する事 3 災害見舞金、弔慰金の受入れ、管理及び配分調整に関する事
		庶務広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への食料等救援物資の供給に関する事 2 災害関係の広報・広聴活動に関する事 3 エリアメール等による町民等への緊急連絡に関する事 4 町内の電気、電話、その他公共性を有する施設の応急対策に関する事 5 写真等による災害情報の収集及び記録に関する事 6 災害救助活動の記録に関する事 7 国、県、他市町村の災害応援職員の受入、身分取扱いに関する事 8 災害対策のための配車計画と応援車輛の要請及び配車調整に関する事 9 災害時の防犯対策その他警察との連携に関する事 10 総合相談窓口の開設、運営に関する事 11 災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理に関する事
		管財係	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等所管施設の被害状況調査、機能確保等に関する事 2 町有財産（他部署所管分を除く）の被害状況調査、機能確保等に関する事 3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、新潟県総合防災システム、災害時の総合行政システム及び庁内・関係部署とのネットワーク機能の確保に関する事 4 応急資機材等の確保に関する事 5 救援・救助物資の保管場所に関する事

部名	部長担当職	係構成	主な事務分掌
税務部	税務部長	税務係	<ol style="list-style-type: none"> 被災家屋及び宅地等の被害調査、被害判定に関する事 罹災証明書の発行に関する事 被災者に対する町税等の納税猶予、減免等に関する事
町民部	町民部長	町民係	<ol style="list-style-type: none"> 戸籍等事務に関する事 遺体の収容及び埋葬許可に関する事
		環境係	<ol style="list-style-type: none"> 廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する事 被災した愛玩動物、死亡畜獣に関する事 防疫、衛生及び環境保全対策に関する事 被災者の行方・捜索等に関する事 トイレ対策に関する事
		会計係	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策に関する経理事務に関する事 義援金の受入、保管に関する事
産業観光部	産業観光部長	観光商工係	<ol style="list-style-type: none"> 観光客の被災状況の調査及び安全確保に関する事 観光施設等所管施設の被害状況調査、機能確保等に関する事 商工業関係の被害調査に関する事 被災者向け災害応急資金融資に関する事 被災者の入浴対策に関する事
		農林係	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況調査、機能確保等に関する事 農地、農業用施設、水産関連施設、林業関連施設等の被害調査及びその対策に関する事 水稻、野菜等農作物の被害調査及びその対策に関する事 行方不明者の捜索に関する事 飲食物出荷制限（原災）
地域整備部	地域整備部長	土木係	<ol style="list-style-type: none"> 被災家屋の応急危険度判定に関する事 被災宅地の応急危険度判定に関する事 被災町民の応急仮設住宅に関する事 所管施設の被害状況調査に基づく復旧計画に関する事
		施設維持係	<ol style="list-style-type: none"> 道路、橋梁の被害状況調査及び応急対策等その機能確保に関する事 河川、水路施設の被害状況調査及びその機能確保に関する事 中央公園等所管施設の被害状況調査及び機能確保に関する事 町営住宅の被害状況調査及び応急対策等その機能確保に関する事
上下水道部	上下水道部長	上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害状況調査及びその機能確保等対策に関する事 被災者への応急給水に関する事 浄化槽等対策に関する事 トイレ対策に関する事（下水道利用ができない場合）

部名	部長担当職	係構成	主な事務分掌
健康福祉部	健康福祉部長	福祉支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の安否確認及び避難支援に関すること 2 ボランティアの受入及び運営等に関すること 3 町外からの災害救援物資等の受入れ、保管に関すること
		保健医療係 (病院係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 湯沢町保健医療センター及び所管施設の被害状況調査、機能保全に関すること 2 保健医療情報の収集と町民への周知に関すること 3 被災者への健康・保健指導、心のケアに関すること 4 福祉避難所運営の支援に関すること 5 県の緊急時医療活動への協力（原災） 6 飲食物の摂取制限（原災）
教育部	教育部長	学校係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の安全確保に関すること 2 学校施設等所管施設の被害状況調査及び機能確保等対策に関すること 3 指定施設における避難所の開設、運営に関すること 4 児童、生徒、教職員の被災状況及び授業への影響調査に関すること 5 応急教育の実施に関すること 6 児童、生徒のこころのケアに関すること 7 学校等指定避難所の開設、運営に関すること
		生涯学習係	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 公民館等指定避難所の開設、運営に関すること 3 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること
		保育園係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園の被害状況調査、機能確保等に関すること 2 保育園児の安全確保及び援護に関すること 3 指定施設における福祉避難所の開設、運営に関すること 4 乳幼児、園児の応急保育に関すること
議会部	議会部長	議会係	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整及び議会の災害対策活動の支援に関すること 2 議員の安否確認

※各部、各係の人員は、平常時における課等、班の人員を基本に、災害の内容（種類、程度、時間の経過による重点項目の変動等）や対応状況等を本部会議で図り、必要な部署に必要な人員配置を行う。

※（原災）は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務。

資料 6 湯沢町災害救助条例

○湯沢町災害救助条例

昭和 51 年 4 月 1 日
条 例 第 1 1 号

湯沢町災害救助条例（昭和 45 年条例第 33 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、災害に際して、町が応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

（救助の実施要件）

第 2 条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されない災害で次に掲げる程度の災害が発生した場合に、当該災害にかかり現に救助を必要とする者について行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が 5 以上に達したもの
- (2) 前号の基準に達しないが相当数の住家が滅失し町長が特に必要と認めたもの
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたもの

2 前項第 1 号及び第 2 号の住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ 1 世帯とみなす。

（救助の種類等）

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 障害物の除去
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理

2 前項第 5 号、第 6 号及び第 7 号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第 4 条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和 35 年新潟県規則第 30 号）第 5 条に定める範囲内において行うものとする。

2 町長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7 豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準

豪雪災害は地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害であるため、応急救助に着手すべき時点の把握にはしばしば困難を伴ってきたところである。

このことから、災害救助法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 4 号に定める事態の判定指針として次の基準を定め、もって災害救助法（以下「法」という。）及び新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）適用時期の決定と迅速な応急救助の実施に遺漏なきを期そうとするものである。

記

1 法の運用

(1) 判定基準

豪雪災害において、令第 1 条第 1 項第 4 号に定める事態の判定基準は、次の各号のいずれかに該当し、厚生省令第 86 号（平成 12 年 4 月 1 日施行）第 2 条に該当すると認められる場合とする。

ア 町の指定観測所平均積雪深がおおむね 200cm を超え、かつ累年平均最大積雪深の 1.3 倍程度に達した場合

イ 積雪深はアの状態に達しないが、町の指定観測所平均日降雪量の連続 2 日合計値が 200cm 以上、又は連続 3 日合計値が 250cm 以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪下しが必要であるような事態が生じた場合

ウ 積雪深・降雪量はア、イの状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住家倒壊のおそれがある等の場合

エ 前各号に定める事態の他、社会秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要が認められる場合

(2) 法の適用

豪雪災害により、令第 1 条第 1 項第 4 号に定める事態が生じたと認められる場合は、法を適用する。

(3) 救助項目

豪雪災害の様態に応じ「障害物の除去」「避難所の設置」「給水・炊き出しの実施」等、必要な救助を実施する。

(4) 救助対象者

豪雪災害にかかり現に救助を要する者に対し救助を実施する。ただし、救助項目のうち、「障害物の除去」については自らの資力及び労力によってはこれを行ない得ない世帯に限って救助対象者とする。

自らの資力及び労力によってはこれを行ない得ない世帯とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 生活保護法の被保護世帯及び要保護世帯

イ 特定の資産のない失業者世帯

ウ 特定の資産のない寡婦・母子世帯

- 工 特定の資産のない老人・病弱者又は心身障害者世帯
- オ 特定の資産のない勤労者世帯
- カ 特定の資産のない小企業者世帯
- キ 前各号に準ずるような経済的弱者世帯

2 県条例の運用

(1) 県条例の適用

法が適用されない程度の豪雪災害に際し、市町村長が特に必要と認めて当該市町村条例又は規則の規定に基づき救助を実施した場合は、県条例第4条の規定に基づく協議（以下「4条協議」という。）がなされていた場合に限り県条例第6条を適用し、救助に要した費用の一部を負担する。

県が4条協議に応ずる場合とは、町の指定観測所平均積雪深がおおむね200cmを超え、かつ累年平均最大積雪深に対する倍率が次に定める程度に達した場合とする。

- ア 累年平均最大積雪深が250cm未満の場合は1.25倍
- イ 累年平均最大積雪深が250cm以上300cm未満の場合は1.2倍
- ウ 累年平均最大積雪深が300cm以上の場合は1.1倍

(2) 費用負担の範囲

県条例第6条を適用して費用負担を行う場合の救助項目及び救助対象者の範囲は次のとおりとする。

ア 救助項目

当該市町村条例又は規則に定める救助項目の範囲とする。

イ 救助対象者

1(4)の救助対象者の範囲とする。

3 生活保護法との調整

法及び県条例の適用による救助と生活保護法による保護が競合する場合は、次により取り扱う。

- (1) 法適用と生活保護法による保護が競合する場合は、法適用を優先する。
- (2) 県条例の適用と生活保護法による保護が競合する場合は、生活保護法による保護を優先とする。

(注) 用語の意義

- 1. 「指定観測所」とは、昭和50年11月10日付け消第1095号で定めた県内各市町村の「積雪指定観測所」をいう。
- 2. 「指定観測所平均積雪深」とは、一の市町村内の各指定観測所で観測した積雪深の単純平均値をいう。
- 3. 「指定観測所平均日降雪量」とは、一の市町村内の各指定観測所で観測した日降雪量の単純平均値をいう。
- 4. 「累年平均最大積雪深」とは、別表に掲げる積雪深をいう。

[別表]

湯沢町の累年平均最大積雪深	256cm
---------------	-------

資料 8 湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例

○湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 25 日
条 例 第 33 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡の当時主として死亡者によって生計を維持していた遺族
 - (2) その他の遺族
- 2 前項の場合において、同順位の遺族が数人あるときは、その順位は次に掲げるとおりとする。
- (1) 配偶者
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 孫
 - (5) 祖父母
- 3 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前3項の規定により難しいときは、前3項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

5 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、前条第1項第1号の遺族にあっては500万円、同項第2号の遺族にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が概ね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350 万円

2 前項第 1 号のウ又は同項第 2 号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

3 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要を事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 53 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年条例第 33 号）

この条例は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定は昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

資料 9 湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 25 日
規則 第 11 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湯沢町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第 1 号様式）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（第 2 号様式）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(第3号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(第5号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(第7号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(第8号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(第 10 号様式) を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(第 11 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第 12 号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(第 13 号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(第 14 号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(第 15 号様式)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(第 16 号様式)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

様式 略

2 災害関係機関に関する資料

資料 10 災害関係機関連絡先

○災害全般に関すること 市外局番 (025)

湯沢町役場 総務課	784-3451
-----------	----------

○災害、火災の発生や被害者救助に関すること

南魚沼市消防本部 湯沢消防署	784-3377
----------------	----------

○災害等の復旧及び情報に関すること

(町道) 湯沢町役場 地域整備課	784-4852
(県道・県管轄国道) 南魚沼地域振興局 地域整備部	772-2661
(国道 17 号線) 国土交通省 長岡国道事務所 湯沢維持出張所	784-1177
(砂防関係) 国土交通省 湯沢砂防事務所	784-2263

○ライフラインの復旧に関すること

(電 気) 東北電力(株)魚沼営業所	770-0597
(ガ ス) カネコ商会(株)	784-2437
(") 高六商店	784-2012
(") つどい総業(株)	784-2227
(") ときわ住設(有)	784-3370
(") (株)サイサン南魚沼営業所	025-783-2014
(水 道) 湯沢町役場 上下水道課	784-4853

○災害時の避難に関すること

湯沢町役場 総務課	784-3451
湯沢町役場 健康福祉課 (災害時要援護者関係)	784-4560

○災害ボランティアに関すること

湯沢町社会福祉協議会	784-4111
------------	----------

○災害時の防犯に関すること

南魚沼警察署 湯沢交番	784-2020
-------------	----------

3 危険区域及び防災施設等に関する資料

資料 11 河川等の状況

(1) 国土交通省管理河川（直轄区域）

河川名	次支川	河川法指定延長（m）	砂防法指定延長（m）	備考
魚野川	1支		10,600	
毛渡沢川	2支		3,480	
檜ノ又川	2支		500	
万太郎川	2支		1,262	
清津川	1支		10,940	
二居川	2支		1,300	
地王堂川	3支		3,700	
カッサ川	2支		600	
浅貝川	2支		1,953	
湯ノ沢川	3支		875	
大源太川	2支		9,186	
棒沢	2支		100	
大川	3支		3,400	
岩沢川	3支		1,000	
足拍子川	3支		2,450	
音沢川	3支		450	
奥添地川	3支		1,900	
深沢川	4支		1,300	
松川入川	2支		2,000	
下松川川	2支		770	
水無川	2支		1,030	
計		0	58,796	

(2) 新潟県管理河川

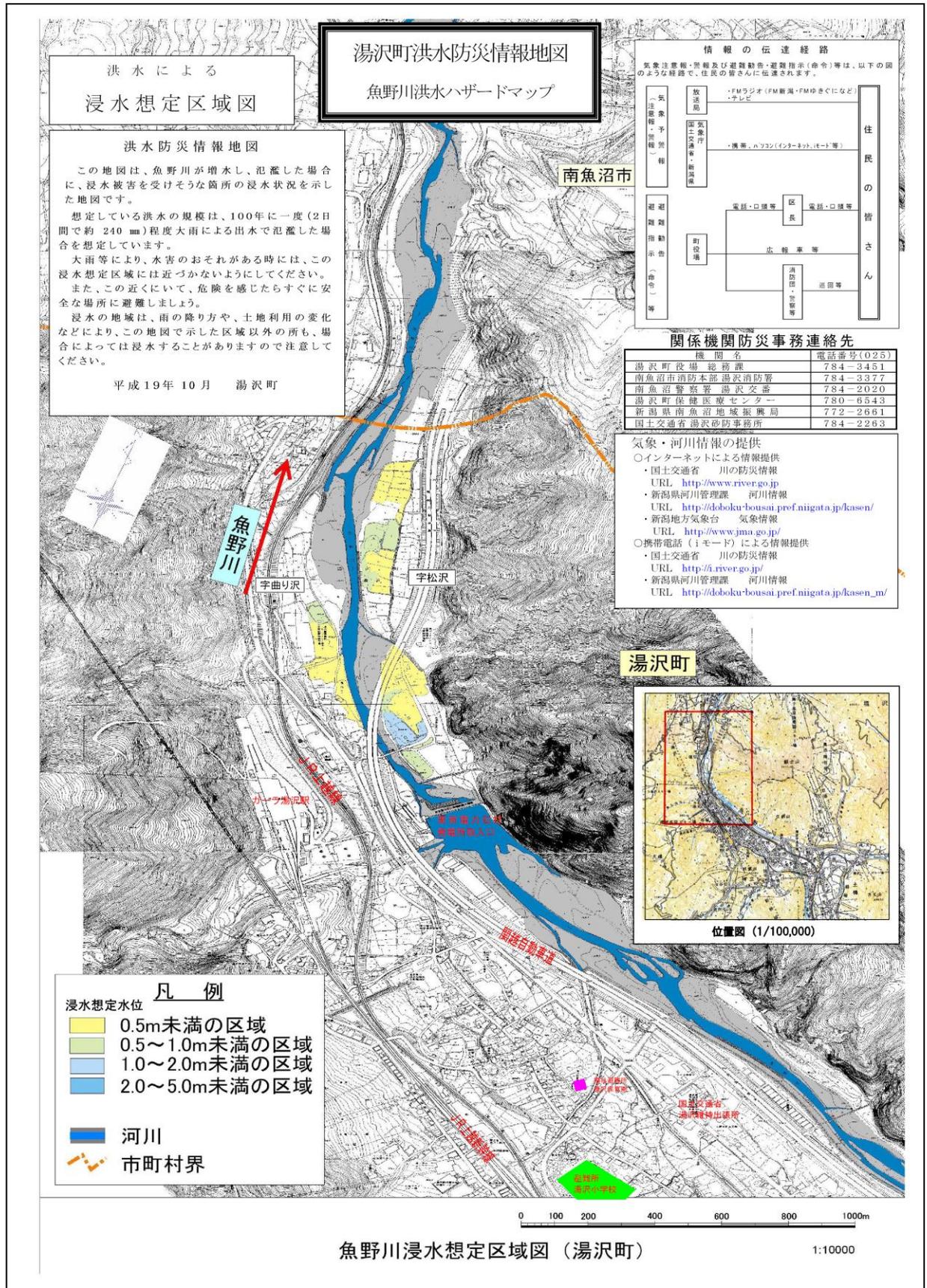
河川名	次支川	河川法指定延長（m）	砂防法指定延長（m）	備考
湯ノ沢川	2支	1,300	1,100	
滝沢川	2支	1,500	2,100	
ツナギ川	3支	2,100	1,200	
戸沢川	2支	3,600	1,934	
駒形川	3支	1,500	2,500	
中子川	4支	700	226	
大源太川	2支	3,000		

河川名	次支川	河川法指定延長 (m)	砂防法指定延長 (m)	備考
奥添地川	3支	2,400		
岩ノ沢川	3支	1,500		
松川入川	2支	2,100		
毛渡沢	2支	3,900		
万太郎谷	2支	1,100		
茂倉沢	2支	350		
檜ノ又谷	2支	300		
清津川	1支	19,686		
水無川	2支	3,500		
カッサ川	2支	6,990		
大川	2支	5,453		
地王堂川	3支	1,000		
浅貝川	2支	9,262		
湯ノ沢川	3支	1,200		
北ノ入沢川	3支	1,000		
平沢川	3支		1,460	
江沢川	4支		670	
穴沢口川	2支		500	
小久保沢川	2支		580	
松沢川	2支		600	
仲間沢川	2支		800	
所沢川	2支		350	
計		73,441	14,020	

資料 12 重要水防箇所（南魚沼地域整備部所管）

水系名	河川名	位置	現況 (評定基準)	重要度			予想される危険	対策水防 工法
				重点 区間	A	B		
信濃川	魚野川	湯沢町大字湯沢	法崩れ 滑り		左 1,000		決壊	積土のう工 むしろ張り工
		湯沢町大字土樽 東橋・松川橋	堤防高 (流下能力)	右 2,400			決壊	積土のう工 むしろ張り工
	戸沢川	湯沢町大字神立 田中	堤防断面		右 700 左 700		越水 決壊	積土のう工 むしろ張り工

資料 13 洪水ハザードマップ



資料 14 湯沢町消防団管轄区域及び監視河川

分団名	部名	管轄町内	監視河川
第1分団	1部	一之町、駅通、上中、石白、湯鉄神立	魚野川（上中） ツナギ川（一之町） 戸沢川（石白、上中）
	2部	谷地、楽町、下中	魚野川（谷地、楽町） ツナギ川（谷地、楽町）
	3部	幅下、諏訪、愛宕、堀切	魚野川（諏訪、愛宕、堀切） ツナギ川（幅下、諏訪） 小久保沢川（堀切） 松沢川（松沢） 所沢川（松沢）
	4部	滝沢（一部）、西中、西山、、下熊野、上熊野	滝沢川（滝沢） 仲間沢川（西山） 江沢川（西山、下熊野） ツナギ川（上熊野）
	5部	湯元、布場、滝沢（一部）	湯ノ沢川（湯元） 滝沢川（滝沢）
第2分団	1部	小原、宮林、栄町、原新田	魚野川（宮林） 戸沢川（小原、宮林） 穴沢口川（宮林） 魚野川（原新田）
	2部	芝原、七谷切、戸沢、平沢、田中、堰場	魚野川（堰場） ツナギ川（七谷切） 戸沢川（芝原、七谷切、平沢、田中） 駒形川（戸沢） 中子川（戸沢） 平沢川（平沢）
第3分団	1部	中子、添名、岩原高原	魚野川（中子） 大源太川（中子）
	2部	原、西原、萩原、小坂	大源太川（小坂） 音沢川（小坂）
	3部	滝ノ又、谷後、旭原	大源太川（滝ノ又） 奥添地川（滝ノ又） 大源太川（谷後） 岩ノ沢川（谷後） 大源太川（旭原）
	4部	中里、古野一、古野二	魚野川（古野二、中里）
	5部	松川、土樽、土樽スキー場	魚野川（松川） 松川入川（松川） 下松川川（松川） 魚野川（土樽）

分団名	部名	管轄町内	監視河川
第4分団	1部	三俣1、三俣2	清津川（三俣） 水無川（三俣） カッサ川（貝掛）
	2部	大島、八木沢	清津川（大島、八木沢）
第5分団	1部	二居	清津川（二居） 二居川（二居） 大川（二居） 地王堂川（二居）
	2部	浅貝	浅貝川（浅貝） 湯ノ沢川（浅貝）

資料 15 砂防指定地一覽表

砂防河川名	管理	告示年月日 番 号	延長 (m)	面積 (ha)
戸沢川	新潟県	S26.9.6 第 820 号	334	36.36
	新潟県	S45.7.8 第 1034 号	1,600	4.85
	新潟県	H2.6.26 第 1233 号	920	2.43
駒形川	新潟県	S42.3.31 第 1155 号	2,500	4.80
平沢川	新潟県	S47.8.4 第 1351 号	1,460	6.00
	新潟県	H4.7.9 第 1298 号	140	0.51
湯之沢川	新潟県	S15.10.25 第 563 号	1,100	1.97
	新潟県	H10.7.16 第 1473 号	620	21.04
滝沢川	新潟県	S15.10.25 第 563 号	1,800	0.26
	新潟県	S40.10.6 第 2914 号	300	1.76
	新潟県	S59.3.24 第 705 号	180	0.58
ツナギ川	新潟県	S45.7.8 第 1034 号	1,200	2.80
	新潟県	H1.11.7 第 1864 号	1,312	5.82
江沢川	新潟県	S45.7.8 第 1034 号	670	0.98
	新潟県	S60.6.14 第 931 号	150	0.24
穴沢口川	新潟県	S42.3.31 第 1155 号	500	1.10
小久保沢川	新潟県	S42.3.31 第 1155 号	580	1.20
	新潟県	S63.1.5 第 6 号	175	0.43
松沢川	新潟県	S42.3.31 第 1155 号	600	1.60
仲間沢川	新潟県	S42.3.31 第 1155 号	800	1.50
所沢川	新潟県	S42.3.31 第 1155 号	350	0.70
中子川	新潟県	S61.3.17 第 667 号	226	1.21
魚野川	国土交通省	S13.9.3 第 397 号	500	0.50
魚野川・大源太川	国土交通省	S44.11.17 第 3662 号	—	8.68

砂防河川名	管理	告示年月日 番 号	延長 (m)	面積 (ha)
魚野川	国土交通省	H5.3.25 第 955 号	5,000	101.26
	国土交通省	H16.5.27 第 538 号	150	0.20
毛渡沢川	国土交通省	S26.9.6 第 820 号	980	0.69
	国土交通省	S39.4.7 第 1146 号	—	51.49
檜又川	国土交通省	S13.9.3 第 397 号	500	1.00
万太郎川	国土交通省	S13.9.3 第 397 号	1,000	3.50
	国土交通省	S63.4.25 第 1170 号	262	1.79
	国土交通省	H12.8.10 第 1759 号	—	—
	国土交通省	H13.3.21 第 275 号	—	—
	国土交通省	H14.5.10 第 400 号	—	0.11
清津川	国土交通省	S28.11.10 第 1409 号	—	15.48
	国土交通省	S48.9.1 第 1831 号	—	4,354.00
	国土交通省	S58.7.29 第 1342 号	940	9.01
	国土交通省	S58.7.29 第 1342 号	540	1.84
二居川	国土交通省	S28.11.10 第 1409 号	—	15.48
地王堂川	国土交通省	S28.11.10 第 1409 号	—	15.48
カッサ川	国土交通省	S28.11.10 第 1409 号	—	15.48
浅貝川	国土交通省	S46.9.4 第 1489 号	175	0.58
	国土交通省	S48.9.1 第 1831 号	110	3.01
	国土交通省	S63.8.31 第 1828 号	353	1.99
	国土交通省	H2.11.8 第 1816 号	1,280	4.85
	国土交通省	H5.3.25 第 955 号	750	13.12
浅貝川・湯ノ沢川	国土交通省	S41.5.26 第 1602 号	—	25.96
大源太川	国土交通省	S13.9.3 第 397 号	3,500	10.50
大源太川	国土交通省	S42.3.31 第 1169 号	—	11.55

砂防河川名	管理	告示年月日 番 号	延長 (m)	面積 (ha)
	国土交通省	S43.5.6 第 1366 号	2,850	1.04
	国土交通省	S58.7.29 第 1342 号	420	1.86
大源太川 奥添地川 岩ノ沢川	国土交通省	S61.12.24 第 1993 号	大源太川 2,619 奥添地川 110 岩ノ沢川 100	10.53
棒沢	国土交通省	S58.7.29 第 1342 号	100	0.22
大川	国土交通省	H5.10.22 第 2029 号	2,600	22.71
	国土交通省	H10.11.11 第 1924 号	—	—
岩沢川	国土交通省	S40.10.6 第 2914 号	1,000	3.71
足拍子川	国土交通省	S27.8.6 第 1105 号	2,450	3.92
音沢川	国土交通省	S42.3.31 第 1155 号	450	1.10
奥添地川	国土交通省	S42.3.31 第 1155 号	1,900	6.30
	国土交通省	H1.7.24 第 1332 号	292	1.52
深沢川	国土交通省	S45.7.8 第 1034 号	1,300	3.21
松川入川	国土交通省	S31.11.2 第 1736 号	2,000	0.34
	国土交通省	H16.5.27 第 536 号	—	—
	国土交通省	H16.9.7 第 1121 号	1,300	9.09
下松川川	国土交通省	S49.2.6 第 111 号	770	3.30
水無川	国土交通省	S52.1.21 第 45 号	1,030	6.35
	国土交通省	S61.7.1 第 1232 号	290	3.09
	国土交通省	H3.5.2 第 1126 号	296	3.92
	国土交通省	H13.3.21 第 275 号	—	—
魚野川	国土交通省	H22.7.22 第 5117 号	150	3.72

資料 16 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所

連番	箇所番号	箇所名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告知番号	告示日
1	I-461.002	滝沢	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
2	I-461.004	主水山(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
3	I-461.026	主水山(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
4	I-461.006	上熊野(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
5	I-461.007	上熊野(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
6	I-461.018	上熊野(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
7	I-461.011	茅平	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
8	II-461.002	堀切	急傾斜地の崩壊	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
9	Y1511 I-03_1	松出沢(1)	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
10	Y1511 I-03_2	松出沢(2)	土石流	○	—	第1123号	平成18年7月21日
11	Y1511 I-03_3	松出沢(3)	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
12	Y1511 I-04	江沢川	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
13	Y1511 I-05	主水沢	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
14	Y1511 I-06	仲間沢	土石流	○	—	第1123号	平成18年7月21日
15	Y1511 I-07	大久保沢	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
16	Y1511 I-08	滝ノ沢	土石流	○	—	第1123号	平成18年7月21日
17	Y1511 I-09	大布場川	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
18	Y1511 I-13	スサ沢	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
19	Y1511 II-12	小奈木沢	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
20	Y1511 J-01	所沢川	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
21	Y1511 J-10	湯之沢川	土石流	○	—	第1123号	平成18年7月21日
22	Y1511 J-11	奈木沢	土石流	○	○	第1123号 第1124号	平成18年7月21日
23	III-461.001	松沢	急傾斜地の崩壊	○	○	第2041号 第2042号	平成19年11月30日
24	K461.01	湯元	地すべり	○	—	第2041号	平成19年11月30日
25	R461-4	滝沢	地すべり	○	—	第2041号	平成19年11月30日
26	K461-02	小坂	地すべり	○	—	第804号	平成21年6月2日
27	R461-01	谷後	地すべり	○	—	第804号	平成21年6月2日

連番	箇所番号	箇所名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告知番号	告示日
28	R461-02	滝ノ又	地すべり	○	○	第 804 号	平成 21 年 6 月 2 日
29	I-461. 012(2119)	岩原(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
30	I-461. 013(2120)	岩原(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
31	I-461. 014	古屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
32	I-461. 015	古屋敷(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
33	I-461. 016	古屋敷 (駅裏)	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
34	I-461. 017(2124)	岩原(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
35	I-461. 020(2127)	旭原	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
36	II-461. 003(3342)	滝ノ又	急傾斜地の崩壊	○	—	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
37	II-461. 004(3348)	下川原	急傾斜地の崩壊	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
38	Y1509 -I-02	居頭沢	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
39	Y1509 -I-06-1	水野沢 A	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
40	Y1509 -I-06-2	水野沢 B	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
41	Y1509 -III-01	中ノ沢 (岩原)	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
42	Y1509 -III-03	奥添地川 (深沢)	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
43	Y1509 -III-04	窪出沢	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
44	Y1509 -III-05	中ノ沢 (滝ノ又)	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
45	Y1510 -I-03	六ノ沢	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
46	Y1510 -I-05	古屋敷 (駅裏表)	土石流	○	—	第 804 号	平成 21 年 6 月 2 日
47	Y1510 -I-08	一之沢	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
48	Y1510 -I-11	松川入川	土石流	○	—	第 804 号	平成 21 年 6 月 2 日
49	Y1510 -I-12	戸沢入	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
50	Y1510 -II-04	南カドナミ 沢	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
51	Y1510 -J-01	中ノ沢(原)	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
52	Y1510 -J-02	中ノ沢 (中里)	土石流	○	○	第 804 号	平成 21 年 6 月 2 日
53	Y1510 -J-07	ホドノ入 (棒立沢)	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
54	Y1510 -J-09	栃平	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日
55	Y1510 -J-10	南沢	土石流	○	○	第 804 号 第 805 号	平成 21 年 6 月 2 日

連番	箇所番号	箇所名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告知番号	告示日
56	I-461019	下戸沢	急傾斜地の崩壊	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
57	Y-1510-I-13	平沢川	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
58	Y-1510-I-14	おくさ沢	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
59	Y-1510-I-15	柄沢川	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
60	Y-1510-I-16	駒形川	土石流	○	-	第1446号	平成22年11月16日
61	Y-1510-I-17	大中平	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
62	Y-1510-II-18	大頭沢	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
63	Y-1510-I-19	松出の沢	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
64	Y-1510-I-20	大猿沢	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
65	Y-1510-J-02	穴沢	土石流	○	○	第1446号 第1447号	平成22年11月16日
66	461-湯沢-008	石白(1)	土石流	○	-	第365号	平成24年3月27日
67	461-湯沢-009	石白(2)	土石流	○	○	第365号 第366号	平成24年3月27日
68	461-湯沢-010	石白(3)	土石流	○	○	第365号 第366号	平成24年3月27日
69	Y1513-I-08-1	二居峠(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
70	Y1513-I-08-2	二居峠(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
71	Y1513-II-07	二居峠(3)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
72	Y1513-I-09-1	地王堂川(1)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
73	Y1513-I-09-2	地王堂川(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
74	Y1513-I-09-3	地王堂川(3)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
75	Y1513-I-09-4	地王堂川(4)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
76	Y1513-I-34-4	カツサ川(1)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
77	Y1513-I-34-5	カツサ川(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
78	Y1513-II-12	松手山(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
79	Y1513-I-11	松手山(2)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
80	461-湯沢-022	松手山(3)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
81	461-湯沢-021	松手山(4)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
82	461-湯沢-020	松手山(5)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日

連番	箇所番号	箇所名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告知番号	告示日
83	Y1513-I-10	松手山(6)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
84	461-湯沢 -019	松手山(7)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
85	461-湯沢 -018	松手山(8)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
86	461-湯沢 -017	元橋(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
88	461-湯沢 -016	元橋(2)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
89	Y1513-I -13-1	ヤカイ沢	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
90	Y1513-I -13-2	河内沢	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
91	I-461.010 (1760)-1	浅貝(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
93	I-461.010 (1760)-2	浅貝(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	第1296号 第1297号	平成23年10月18日
94	I-461.021	浅貝(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
95	I-461.022 (2129)	浅貝(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
96	I-461.023 (2130)	浅貝(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
97	I-461.024	浅貝(6)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
98	南魚沼 -461.004	浅貝(7)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
99	南魚沼 -461.005	浅貝(8)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
100	南魚沼 -461.006	浅貝(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
101	南魚沼 -461.007	浅貝(10)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
102	南魚沼 -461.008	浅貝(11)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
103	南魚沼 -461.009	浅貝(12)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
104	南魚沼 -461.010	浅貝(13)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
105	南魚沼 -461.011	浅貝(14)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
106	南魚沼 -461.012	浅貝(15)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
107	南魚沼 -461.013	浅貝(16)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
108	南魚沼 -461.014	浅貝(17)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
109	南魚沼 -461.015	浅貝(18)	急傾斜地の崩壊	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日

連番	箇所番号	箇所名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告知番号	告示日
110	461-湯沢-023	火打(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
111	461-湯沢-024	火打(2)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
112	Y1513-I-23-2	三国(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
113	Y1513-I-23-1	三国(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
114	Y1513-II-22	三国(3)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
116	Y1513-I-21	三国(4)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
117	Y1513-I-19	三国(5)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
118	Y1513-I-18-2	三国(6)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
119	Y1513-I-18-1	三国(7)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
120	Y1513-I-17	三国(8)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
121	Y1513-I-16	三国(9)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
122	Y1513-I-15	三国(10)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
123	461-湯沢-026	三国(11)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
124	Y1513-I-14	三国(12)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
125	Y1513-I-27	三国(13)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
126	Y1513-I-20-1	村木沢(1)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
127	Y1513-I-20-2	村木沢(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
128	Y1513-I-24	北ノイリ沢(1)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
129	Y1513-I-25	北ノイリ沢(2)	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
130	Y1513-I-26-1	向山沢(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
131	Y1513-I-26-2	向山沢(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
132	Y1513-I-30	筍山(1)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
133	Y1513-I-31	筍山(2)	土石流	○	-	第241号	平成25年2月22日
134	Y1513-I-29	つばくろ沢	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
135	461-湯沢-025	赤沢	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
136	Y1513-I-34-2	三ノ沢	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日
137	Y1513-I-34-3	二ノ沢	土石流	○	○	第241号 第242号	平成25年2月22日

連番	箇所番号	箇所名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告知番号	告示日
138	Y1513-II-28	ガラソノ沢	土石流	○	○	第 241 号 第 242 号	平成 25 年 2 月 22 日

資料 17 土砂災害危険箇所

急傾斜地危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所 I

自然斜面

箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所			保全対象				
		大字	字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数 (戸)	公共の建物		公共施設	
				(m)	(度)	(m)		種類	(戸)	種類	(m)
I-461.002 (0998)	滝沢	湯沢	滝沢	425	33	140	6	旅館	1	町道	150
I-461.003 (0999)	薬師	湯沢	薬師	115	30	32	3	旅館 ホテル	1 1		
I-461.0004 (1000)	主水山	湯沢	主水山	200	38	10	3	旅館	2	町道	20
I-461.006 (1002)	上熊野(1)	湯沢	上熊野	205	45	47	13	ホテル	2	県道	50
I-461.007 (1003)	上熊野(2)	湯沢	上熊野	155	40	29	11	ホテル	1	県道 河川	160 50
I-461.009 (1005)	貝掛	三俣	貝掛	110	38	110	0	旅館	1		
I-461.010 (1760)	浅貝	三国	浅貝	64	40	60	0	民宿	1		
I-461.011 (2118)	茅平	茅平	茅平	230	35	80	0	駅	1		
I-461.012 (2119)	土樽(1)	土樽	土樽	450	35	80	33	ホテル	1	県道	950
I-461.013 (2120)	土樽(2)	土樽	土樽	225	35	40	9	旅館 民宿	1 1	県道	215
I-461.014 (2121)	土樽(3)	土樽	土樽	85	35	7	0	発電所	1		
I-461.015 (2122)	土樽(4)	土樽	土樽	235	35	110	1	旅館 変電所	1 1		
I-461.016 (2123)	土樽(5)	土樽	土樽	60	30	9	1	民宿	1		
I-461.017 (2124)	土樽(6)	土樽	土樽	63	40	10	0	旅館	1		
I-461.018 (2125)	上熊野	湯沢	上熊野	350	30	40	2	ホテル	1		
I-461.019 (2126)	戸沢	神立	神立	110	30	82	0	変電所	1		
I-461.020 (2127)	旭原	土樽	旭原	45	45	16	1	旅館	1		
I-461.021 (2128)	浅貝(2)	三国	浅貝	100	45	100	2	民宿	1		
I-464.022 (2129)	浅貝(3)	三国	浅貝	20	55	20	0	変電所	1		
I-461.023 (2130)	浅貝(4)	三国	浅貝	90	60	50	3	ホテル 民宿	6 1		
I-461.024 (2131)	浅貝(5)	三国	浅貝	80	37	60	29				
I-461.025 (2132)	二居	三国		200	30	120	0	発電所	1		
I-464.026 (1001)	主水山(2)	湯沢	主水山	45	34	10	6	寺	1	町道	35

(2) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所 II

自然斜面

箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所			保全対象				
		大字	字	長さ	傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		
				(m)	(度)	(m)	種類	(戸)	種類	(m)	
II-461.001 (1004)	八木沢	三俣	八木沢	110	35	30	2				
II-461.002 (3341)	堀切	麓	堀切	40	35	18	1				
II-461.003 (3342)	滝の又	土樽	滝の又	70	30	10	2				
II-461.004 (3343)	土樽（7）	土樽	土樽	90	50	40	2				

(3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所 III

自然斜面

箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所			保全対象			
		大字	字	長さ	傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設	
				(m)	(度)	(m)	種類	(戸)	種類	(m)
III-461-001 (4142)	松沢	湯沢	湯沢	180	40	180				

地すべり危険箇所

(1) 南魚沼地域振興局 地域整備部所管

箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所				保全対象				
		大字	字	危険箇所			被害想定 区域面積	人口 (人)	戸数 (戸)	公共施設		耕地 (ha)
				長さ (m)	幅 (m)	面積 (ha)	(ha)			種類	(m)	
461.001	湯ノ沢	湯沢	湯ノ沢	200	350	10.6	24.8	129.0	47.0	高速道路 県道 鉄道	150 380 800	
461.002	小坂	土樽	小坂	150	950	34.5	70.4			県道	900	

(2) 南魚沼地域振興局 農林振興部所管

番号	所在地		被災危険度	面積 (ha)	公共施設等		保安 林等	他の法令 等指定	地すべり 防止区域 指定	荒廃 状況
	大字	地区名			人家	公共施設				
1	土樽	谷後	A 2	14.0	20	町道	有	有	無	有
2	土樽	滝ノ又	A 2	26.0	30	町道	有	有	無	有
3	湯沢	布場	A 2	43.0	11	鉄道・町道	有	無	無	有
4	湯沢	湯ノ沢	A 2	30.0	10	町道	有	無	無	有
5	神立	七谷切	C 2	26.0	4	国道	有	無	無	有
6	三俣	八木沢	C 2	5.6		町道・国道	無	無	無	有
7	三俣	大島	A 2	10.0	13	林道	有	無	無	有

土石流危険溪流

(1) 土石流危険溪流 I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概況		保全対象		
					流域長 Km	流域面積 k m ²	人家戸数 (戸)	公共施設等	耕地面積 (ha)
Y1509 I-02	信濃川	大源太川	15-9-2 I	土樽・岩原	1.43	0.41	2	宿泊施設 5	0.00
Y1509 I-06	信濃川	大源太川	水野沢	土樽	1.14	0.43	44	体育館 1, 消防施設 1, 公民館 1, 県道 0.44, 宿泊施設 15	3.00
Y1510 I-03	信濃川	魚野川	六ノ沢	土樽	1.34	1.07	62	宿泊施設 28, 体育館 4, 公民館 1, 郵便局 1, 寺 1, 駐在所 1, 県道 0.95 J R 上越線 0.51	10.40
Y1510 I-05	信濃川	魚野川	15-10-5 I	土樽	0.15	0.08	2	宿泊施設 2, 変電所 1, 鉄道 (J R 上越線) 0.22, 駅 1	0.00
Y1510 I-06	信濃川	魚野川上流	毛渡沢	土樽	3.89	23.90	0	東京電力土樽発電所 1	0.00
Y1510 I-08	信濃川	魚野川上流	ホドノ沢	土樽	1.38	0.58	16	関越自動車道 0.26, J R 上越線 0.13, 宿泊施設 1, 県道 0.42	1.80
Y1510 I-11	信濃川	魚野川上流	松川入川	土樽	4.11	7.33	17	宿泊施設 3(3) 宿泊施設 3	8.60
Y1510 I-12	信濃川	魚野川上流	15-10-12 I	土樽	0.66	0.45	13	消防施設 1, 宿泊施設 4	1.15
Y1510 I-13	信濃川	戸沢川	平沢川	神立	0.69	0.34	30	集会施設 1, 宿泊施設 3	1.90
Y1510 I-14	信濃川	戸沢川	湊沢	神立	0.30	0.07	8	宿泊施設 1, 集会施設 1, 官公署 1	1.23
Y1510 I-15	信濃川	戸沢川	15-10-15 I	神立	0.54	0.40	23	集会施設 1, 官公署 1	3.68
Y1510 I-16	信濃川	戸沢川	駒形川	神立	0.82	0.68	25	官公署 1, 集会施設 1	8.78
Y1510 I-17	信濃川	戸沢川	15-10-17 I	神立	0.74	2.13	26	集会施設 1, 官公署 1	9.16
Y1510 I-19	信濃川	戸沢川	15-10-19 I	神立	0.19	0.06	5	国道 17 号 0.12	0.47
Y1510 I-20	信濃川	戸沢川	芝原沢	神立	0.43	0.48	6	国道 17 号 0.17	0.92
Y1511 I-03	信濃川	ツナギ川	松出沢	湯沢	1.79	0.96	50	宿泊施設 4, その他の建物 1, 駅舎 1, 県道 神立・湯沢線 0.45	0.87
Y1511 I-04	信濃川	ツナギ川	江沢川	湯沢	0.92	0.44	28	官公署 1, 宿泊施設 5, 県道湯沢温泉線 0.18, 宿泊施設 5, 駅舎 1	0.24
Y1511 I-05	信濃川	ツナギ川	主水沢	湯沢	0.15	0.04	44	県道湯沢温泉線 0.23, 集会施設 1, 寺 1, 宿泊施設 6, 駅舎 1	0.21

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概況		保全対象		
					流域長 Km	流域 面積 k m ²	人家 戸数 (戸)	公共施設等	耕地 面積 (ha)
Y1511 I-06	信濃川	ツナギ川	仲間沢	湯沢	0.55	0.12	94	その他の建物 2, 寺等 1, 宿泊施設 5, 駅舎 1, 県道湯沢温泉線 0.37	0.62
Y1511 I-07	信濃川	滝沢川	大久保沢	湯沢	0.40	0.07	73	宿泊施設 2, その他の 建物 2, 県道湯沢温泉 線 0.13	0.40
Y1511 I-08	信濃川	滝沢川	滝ノ沢	湯沢	1.68	1.53	83	その他の建物 4, 宿泊 施設 7, 駅舎 1, 県道 湯沢温泉線 0.27	0.58
Y1511 I-09	信濃川	魚野川	大布場川	湯沢	0.27	0.09	4	宿泊施設 15, 県道湯 沢温泉線 0.21	0.70
Y1511 I-13	信濃川	魚野川	スサ沢	湯沢	0.34	0.12	10	宿泊施設 1, J R 上越 線 0.27, 国道 17 号 0.2	0.88
Y1513 I-01	信濃川	清津川	15-13-1 I	三俣・八木 沢	0.28	0.52	11	集会施設 1, 宿泊施設 2	1.10
Y1513 I-02	信濃川	清津川	止山沢	三俣・八木 沢	0.99	0.33	12	集会施設 1, 宿泊施設 4	0.00
Y1513 I-03	信濃川	清津川	コベヤ沢	三俣・八木 沢	1.16	0.91	3	国道 17 号線 0.32, 体 育館 1	1.28
Y1513 I-04	信濃川	清津川	細越沢	三俣・八木 沢	0.98	0.26	2	国道 17 号 0.13, 宿泊 施設 1	0.16
Y1513 I-05	信濃川	清津川	15-13-5 I	三俣	1.11	1.81	8	宿泊施設 11	0.00
Y1513 I-06	信濃川	清津川	水無川	三俣	4.23	9.15	8	宿泊施設 11	0.00
Y1513 I-08	信濃川	清津川	15-13-8 I	三国・二居	0.06	0.25	23	公民館 2, 郵便局 1, 国道 17 号 0.22, 宿泊 施設 10, 消防施設 1	0.00
Y1513 I-09	信濃川	清津川	地王堂川	三国・二居	2.89	8.45	32	消防施設 1, 郵便局 1, 公民館 1, 国道 17 号 0.5, 宿泊施設 12	0.00
Y1513 I-10	信濃川	清津川	15-13-10 I	三国・二居	0.77	0.45	15		0.00
Y1513 I-11	信濃川	清津川	15-13-11 I	三国・二居	0.07	0.10	13		0.00
Y1513 I-13	信濃川	清津川	河内沢	三国・元橋	1.01	8.12	2	電話交換局 1, 小学校 1, 国道 17 号 0.83, 宿 泊施設 1	0.00
Y1513 I-14	信濃川	清津川	15-13-14 I	三国・浅貝	0.17	0.15	0	国道 17 号 0.06, 東北 電力浅貝変電所 1, 浄 水場 1	0.00
Y1513 I-15	信濃川	清津川	15-13-15 I	三国・浅貝	0.77	0.19	2	国道 17 号 0.06, 宿泊 施設 1	0.00
Y1513 I-16	信濃川	清津川	15-13-16 I	三国	0.47	0.11	0	国道 17 号 0.12, 宿泊 施設 5	0.00
Y1513 I-17	信濃川	清津川	15-13-17 I	三国	0.74	0.40	38	警察署 1, 国道 353 号 0.35, 国道 17 号 0.54, 宿泊施設 32	0.00

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概況		保全対象		
					流域長 Km	流域 面積 k m ²	人家 戸数 (戸)	公共施設等	耕地 面積 (ha)
Y1513 I-18	信濃川	清津川	15-13-18 I	三国・浅貝	0.46	0.15	38	警察署 1, 国道 17 号 0.19, 宿泊施設 31	0.00
Y1513 I-19	信濃川	清津川	15-13-19 I	三国	0.66	0.16	20	国道 17 号 0.22, 公民館 1, 宿泊施設 18, 体育館 1	0.00
Y1513 I-20	信濃川	清津川	村木沢	三国・浅貝	0.69	0.53	11	国道 17 号 0.36, 宿泊 施設 9	0.00
Y1513 I-21	信濃川	清津川	15-13-21 I	三国・浅貝	0.13	0.06	5	簡易水道施設 1, 国道 17 号 0.25, 宿泊施設 7	0.00
Y1513 I-23	信濃川	清津川	15-13-23 I	三国・浅貝	0.39	0.18	9	国道 17 号 0.26	0.00
Y1513 I-24	信濃川	清津川	15-13-24 I	三国・浅貝	0.70	0.48	4	国道 17 号 0.04, 宿泊 施設 1	0.00
Y1513 I-25	信濃川	清津川	北ノイリ 沢	三国・浅貝	1.29	1.88	4	国道 17 号 0.09, 宿泊 施設 1	0.00
Y1513 I-26	信濃川	清津川	向山沢	三国	1.49	1.20	5	公民館 1, 体育館 2, 宿泊施設 14	0.00
Y1513 I-27	信濃川	清津川	15-13-27 I	三国・浅貝	0.20	0.05	0	国道 353 号線 0.07, 宿泊施設 2	0.00
Y1513 I-29	信濃川	清津川	つばくろ 沢	三国	2.42	2.60	6	国道 353 号 0.4, 宿泊 施設 10	0.00
Y1513 I-30	信濃川	清津川	15-13-30 I	三国	0.33	0.17	0	宿泊施設 1	0.00
Y1513 I-31	信濃川	清津川	15-13-31 I	三国	0.52	0.11	0	宿泊施設 1	0.00
Y1513 I-32	信濃川	清津川	清津川	赤湯	8.61	36.92	0	宿泊施設 1	0.00
Y1513 I-33	信濃川	清津川	15-13-33 I	三俣・貝掛	0.46	0.09	0	宿泊施設 1	0.00
Y1513 I-34	信濃川	清津川	カッサ川	三俣・貝掛	9.39	19.99	0	宿泊施設 1	0.00
Y1513 I-35	信濃川	清津川	南ノ沢	三俣・大島	0.41	0.12	4	消防施設 1, 宿泊施設 6	0.40
Y1513 I-36	信濃川	清津川	北ノ沢	三俣・大島	0.39	0.07	2	宿泊施設 2	0.75

(2) 土石流危険溪流 II

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概況		保全対象			
					流域長 Km	流域面積 k m ²	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	公共施設等	耕地 面積 (ha)
Y1510 II-04	信濃川	魚野川	15-10-4 II	土樽	0.96	0.59	1			0.00
Y1510 II-18	信濃川	戸沢川	15-10-18 II	神立	0.39	0.11	1		国道 17 号 0.13	1.34
Y1511 II-12	信濃川	魚野川	小奈木沢	湯沢	0.32	0.04	2		J R 上越線 0.13, 国道 17 号 0.06	1.15
Y1513 II-07	信濃川	清津川	15-13-7 II	三国・二居	0.11	0.04	1		国道 17 号線 0.11	0.00
Y1513 II-12	信濃川	清津川	15-13-12 II	三国・二居	0.38	0.08	4			0.00
Y1513 II-22	信濃川	清津川	15-13-22 II	三国・浅貝	0.10	0.05	1			0.00
Y1513 II-28	信濃川	清津川	15-13-28 II	三国・浅貝	3.61	4.20	1			0.00

(3) 土石流危険溪流 準ずる溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概況		保全対象			
					流域長 Km	流域面積 k m ²	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	公共施設等	耕地 面積 (ha)
Y1509 J-01	信濃川	大源太川	15-9-1J	土樽・滝ノ 又	0.95	0.47	0			0.00
Y1509 J-03	信濃川	大源太川	奥添地川	土樽・滝ノ 又	3.75	6.53	0			0.00
Y1509 J-04	信濃川	大源太川	窪出沢	土樽・滝ノ 又	0.50	0.17	0			0.00
Y1509 J-05	信濃川	大源太川	15-9-5J	土樽・滝ノ 又	1.63	1.00	0			0.00
Y1510 J-01	信濃川	大源太川	15-10-1J	中里	0.82	0.44	0			9.60
Y1510 J-02	信濃川	魚野川上流	15-10-2J	中里	0.93	0.31	0			0.00
Y1510 J-07	信濃川	魚野川上流	15-10-7J	土樽・毛渡 沢	1.25	1.24	0			0.00
Y1510 J-09	信濃川	大源太川	15-10-9J	土樽	0.21	0.13	0			0.00
Y1510 J-10	信濃川	魚野川上流	ミナミ沢	土樽	0.79	0.30	0			0.00
Y1511 J-01	信濃川	魚野川中流	15-11-1J	土樽	0.15	0.10	0			0.23
Y1511 J-02	信濃川	魚野川中流	15-11-2J	土樽	0.98	3.31	0			0.08
Y1511 J-10	信濃川	魚野川	湯之沢川	湯沢	1.79	2.87	0			0.49
Y1511 J-11	信濃川	魚野川	奈木沢	湯沢	0.60	0.31	0		国道 17 号 0.11, J R 上越線 0.21	1.10

資料 18 山地に起因する災害危険箇所

(1) 山腹崩壊危険地区

(小千谷林業事務所管内)

番号	位置		危険区域の危険度	面積 (ha)	公共施設等			保安林等	他の法令等指定
	大字	地区名			人家	公共施設 (道路を除く)	道路 (m)		
1	湯沢	西山(湯峠)	B	7.00	24	1	町道 200 県道 200	有	無
2	湯沢	西山(布場)	A	6.00	72		県道 100	有	無
3	湯沢	西山	C	2.00	7		町道 100	無	無
4	神立	石白	A	4.00			鉄道 300m	無	無
5	神立	袖山	C	6.00			県道 150	無	無
6	神立	下戸沢	A	7.00	1	1	町道 200 国道 200	無	無
7	神立	七谷切	C	2.00				無	無
8	三俣	細越	A	4.00	6	1	町道 250	有	無
9	三俣	貝掛	C	1.00				無	無
10	三国	蟹沢(二居)	B	9.00	6	2	町道 250	無	無
11	土樽	石坪(谷後)	B	2.00	3		町道 100	無	無
12	土樽	旭原	C	4.00	5		町道 150	無	無

(2) 崩壊土砂流出危険地区

(小千谷林業事務所管内)

番号	位置		危険区域の危険度	面積 (ha)	公共施設等			保安林等	他の法令等指定
	大字	地区名			人家	公共施設 (道路を除く)	道路 (m)		
1	湯沢	東山(1)	C	1.65			町道	無	有
2	湯沢	東山(2)	B	1.47			町道	有	無
3	湯沢	東山(3)	B	0.90			町道	無	無
4	神立	袖山(1)	C	3.90	1		県道	有	無
5	土樽	袖の原	C	1.98			県道	無	有
6	土橋	袖の沢	B	2.70			県道	無	無
7	土樽	野尻平(1)	C	11.70			県道	有	無
8	土樽	野尻平(2)	A	2.16	35		県道	無	無
9	土橋	井森(1)	B	2.10	35		県道	有	無

番号	位置		危険区域の危険度	面積 (ha)	公共施設等			保安林等	他の法令等指定
	大字	地区名			人家	公共施設 (道路を除く)	道路 (m)		
10	土樽	井森(2)	A	11.25	30		県道	有	有
11	土樽	大滝尻	C	2.10			町道	無	無
12	土樽	小坂(1)	A	2.25	30		県道	無	無
13	土橋	小坂(2)	A	1.47	30		県道	無	有
14	土樽	小坂(3)	A	2.10		鉄道 500		有	無
15	土樽	クジラ沢	A	2.34		鉄道 300		無	無
16	土樽	向原(1)	B	1.68			県道	無	無
17	土樽	関上	C	3.00			県道	有	無
18	土樽	カワラ(1)	C	0.90			県道	無	無
19	土樽	カワラ(2)	B	1.68			県道	無	無
20	土樽	向原(2)	C	6.24			林道	有	有
21	湯沢	登曽根	A	0.75	10	鉄道 300	国道	有	無
22	湯沢	西山(1)	A	3.60		鉄道 300	国道	無	有
23	湯沢	西山(2)	A	9.00	75	鉄道 300		有	無
24	湯沢	西山(3)	A	6.75	150	1 (学校)	県道	有	有
25	湯沢	西山(4)	B	0.36	150	鉄道 300	県道	有	有
26	湯沢	西山(5)	A	1.92	100		県道	有	有
27	湯沢	西山(6)	A	4.20	50		県道	有	有
28	神立	袖山(2)	B	2.52	12		国道	有	無
29	神立	袖山平沢(1)	A	2.10	30	1 (学校)	国道	無	無
30	神立	袖山(3)	A	10.44	20		国道	有	有
31	三俣	八木沢(1)	A	3.78	30		国道	無	無
32	土樽	トザワイリ	A	1.68	10			無	無
33	土樽	シタノダン	A	10.80	20	鉄道 600	県道	有	有
34	土樽	栃平	A	1.44	15		林道	無	無
35	土樽	市の沢(1)	A	2.52	10	鉄道 300	林道	有	無
36	土樽	古屋敷(1)	A	2.70		鉄道 200	林道	無	無
37	土樽	市の沢(2)	A	7.65		鉄道 300	林道	無	無
38	土樽	古屋敷(2)	A	10.80		1	林道	有	有
39	三俣	滝ノ平	A	2.52	10		県道	無	無
40	三俣	貝掛	C	0.63	1		町道	無	無

番号	位置		危険区域の危険度	面積 (ha)	公共施設等			保安林等	他の法令等指定
	大字	地区名			人家	公共施設 (道路を除く)	道路 (m)		
41	神立	穴沢口	C	0.18			県道	無	無
42	三俣	三俣	A	0.63	200	1 (学校)	国道	無	無
43	神立	袖山 (4)	C	1.20	7		国道	無	無
44	神立	袖山 (5)	B	1.56	5		国道	有	無
45	神立	袖山 (6)	C	1.56			国道	有	無
46	神立	袖山 (7)	B	1.44	5		国道	無	無
47	神立	袖山平沢 (2)	C	0.45	2		国道	無	無
48	三俣	八木沢 (2)	C	0.36			国道	無	無
49	三俣	八木沢 (3)	C	0.90			国道	無	無
50	三俣	八木沢 (4)	A	1.08	14	1	県道	有	無
51	三国	上品ノ木	C	1.08	4		国道	無	無

資料 19 豪雪災害防止区域

対象 番号	区域	防止内容				備考
			道路	人家	公共建物	
1	堀切	道路交通確保	町道 650m	11		融雪施設
2	湯沢	〃	〃 16,500m	1,513	学校 1 保育園 2 行政施設 3 公共輸送施設 1 郵便局 1 通信施設 1 警察派出所 1	〃
3	宮林・小原 原新田・栄町	〃	〃 2,170m	230	集会所 2 学校 1	〃
4	堰場	〃	〃 350m	85	集会所 1	〃
5	中子	〃	〃 1,400m	160	公共輸送施設 1	〃
6	添名	〃	〃 1,060m	36	集会所 1	〃
7	原・萩原	〃	〃 1,000m	79	学校 1 保育園 1 集会所 2	〃
8	小坂	〃	〃 1,520m	53	集会所 1	〃
9	滝ノ又	〃	〃 560m	34	集会所 1	〃
10	谷後	〃	〃 1,630m	32	集会所 1	〃
11	旭原	〃	〃 1,280m	20	集会所 1	〃
12	古野・中里	〃	〃 2,870m	192	公共輸送施設 1 開発センター 1 郵便局 1 駐在所 1	〃
13	松川	〃	〃 1,250m	48	集会所 1	〃
14	土樽	〃	〃 300m	41	集会所 1	〃
15	田中・平沢	〃	〃 1,300m	60	学校 1 保育園 1	〃
16	戸沢	〃	〃 950m	32	集会所 1	〃
17	七谷切	〃	〃 360m	17	集会所 1	〃
18	荒戸	〃	〃 770m	1		〃
19	芝原	〃	〃 970m	19	集会所 1	〃
20	八木沢	〃	〃 450m	17	集会所 1	〃
21	大島	〃	〃 650m	14		〃
22	三俣	〃	〃 1,420m	77	学校 1 集会所 1 郵便局 1	〃
23	二居	〃	〃 660m	51	学校 1 集会所 2 郵便局 1	〃
24	浅貝	〃	〃 800m	311	保育園 1 集会所 1	〃

資料 20 雪崩発生危険箇所

(1) 国土交通省所管

ア 雪崩発生危険箇所 I

図 番号	箇所番号	位置		保全対象			
		大字	字	人家 戸	公共施設種類	道路	
						種類	延長
1	461-0001	湯沢	曲り沢	3	宿泊所、駅	鉄道 高速道路 一般国道 県道	500m 200m 400m 600m
2	461-0002	〃	湯元	54	宿泊所、変電所、老人福祉施設	鉄道 県道 町道 私道	700m 250m 500m 100m
3	461-0003	〃	布場(1)	22	宿泊所	鉄道 県道 町道	300m 300m 200m
4	461-0004	〃	山田	35	宿泊所	町道 私道	500m 100m
5	461-0005	〃	中間沢	186	公民館、宿泊所、駅	鉄道 県道 町道	400m 600m 600m
6	461-0006	〃	幅下	5	宿泊所	県道	600m
7	461-0007	〃	熊野	105	宿泊所	鉄道 町道	350m 600m
8	461-0013	神立	芝原	13		国道 町道	600m 400m
9	461-0014	土樽	下ノ段(1)	11	宿泊所	町道	400m
10	461-0015	〃	下ノ段(2)	21	宿泊所	鉄道 町道	800m 900m
11	461-0016	三俣	細越	53	学校、公民館、宿泊所	町道 私道	500m 100m
12	461-0017	〃	貝掛(1)	1	宿泊所	私道	50m
13	461-0018	三国	竹ノ洞	5	宿泊所	町道	900m
14	461-0019	〃	村木(1)	22		町道	500m
15	461-0020	〃	石グネ	87	宿泊所	国道 町道	500m 2700m
16	461-0021	〃	湯の沢	20	宿泊所	国道	500m
17	461-0022	土樽	下ノ段(3)	8	宿泊所		
18	461-0023	〃	下ノ段(4)	13	宿泊所		
19	461-0024	三国	村木(2)	44	郵便局、宿泊所	町道	1700m
20	461-0025	〃	二居	3	宿泊所	国道	450m

図 番 号	箇所番号	位置		保全対象			
		大字	字	人家 戸	公共施設種類	道路	
						種類	延長
21	461-0026	三俣	貝掛(2)	3	宿泊所	国道 町道	450m 640m
22	461-0027	〃	八木沢	12	宿泊所	国道 町道	440m 290m
23	461-0028	神立		2	宿泊所	町道	550m
24	461-0029	土樽		13		鉄道 高速道路 国道 町道	1350m 670m 600m 180m
25	461-0030	神立	小原	28		鉄道 県道	850m 500m
26	461-0031	湯沢	布場(2)	49	宿泊所	県道 町道	120m 460m

イ 雪崩発生危険箇所Ⅱ

図 番 号	箇所番号	位置		保全対象			
		大字	字	人家 戸	公共施設種類	道路	
						種類	延長
27	461-0001	三国		4		国道 町道	410m 1130m
28	461-0002	〃	元橋	4		国道	160m
29	461-0003	〃	二居(1)	1		国道 町道	200m 140m
30	461-0004	〃	二居(2)	3		町道	380m
31	461-0005	土樽		4		鉄道 高速道路	1100m 430m
32	461-0006	神立	堰場	4		鉄道 県道	130m 70m
33	461-0007	湯沢	堀切	4		国道	160m
34	461-0008	神立	芝原	1		国道	200m
35	461-0009	土樽		2		鉄道 町道	100m 300m
36	461-0010	三国		4		町道	150m
37	461-0011	〃		4		国道 町道	200m 400m
38	461-0012	〃		2		町道	100m

ウ 雪崩発生危険箇所Ⅲ（国土交通省所管）

図 番号	箇所番号	位置		保全対象				道路	
		大字	字	人家 戸	公共施設種類	道路			
						種類	延長		
39	461-0001	三国	浅貝(1)						
40	461-0002	〃	浅貝(2)						
41	461-0003	〃	火打					町道	450m
42	461-0004	土樽	谷後					町道	220m
43	461-0005	〃	滝ノ又					県道 町道	80m 80m
44	461-0006	三国						町道	100m

(2) なだれ危険箇所（保安林指定箇所）

図 番号	箇所番号	位置		土地区分		所有区分			施工状況		危険度	
		大字	字	林地	その他	国有 林	民有 林	その他	治山	その他	発生 危険 度	危険箇 所の 危険度
45	461-0002	湯沢	湯元	○			○		未成	未完成	b	A
46	461-0003	〃	滝沢	○			○		未成		a	A
47	461-0005	土樽	小坂	○			○		未成	未完成	b	B
48	461-0006	〃	小坂	○			○			未完成	b	B
49	461-0007	〃	野尻	○			○		未成		a	A
50	461-0008	〃	古屋敷	○			○				C	C
51	461-0009	神立	七谷切	○			○			未完成	C	B
52	461-0010	〃	芝原	○			○			未完成	C	B
53	461-0011	三俣	八木沢山	○			○		未成	未完成	b	C
54	461-0012	〃	細越	○			○				C	B
55	461-0015	〃	貝掛	○			○		未成		b	A
56	461-0018	三国	竹ノ洞	○			○				b	A・、
57	461-0019	〃	村木	○			○				C	B
58	461-0020	〃	石グネ	○			○				C	B
59	461-0021	湯沢	曲り沢	○			○			未完成	C	B
60	461-0022	〃	布場	○			○		未成		C	B
61	461-0023	〃	山田	○			○		未成		C	B
62	461-0024	〃	熊野	○			○				a	A
63	461-0025	土樽	松川	○			○				b	A
64	461-0026	〃	幅下	○			○				C	C
65	461-0027	神立	小屋場	○			○		未成		b	A

資料 21 保安林指定箇所

番号	位置			保安林種	指定面積 (ha)	要整備森林の整備		
	大字	字	番地			既成	着手	未着手
1	三国	小屋場	470 - 1 外 3 筆	土砂流出防備	0.5000			○
2	"	カニ沢	999-141 外 3 筆	"	0.7048	○		
3	"	小山	694-子 外 10 筆	"	0.4100	○		
4	"	赤石	201 外 3 筆	なだれ防止	30.2950	○		
5	"	上ノ山	306	"	7.0000		○	
6	"	カニ沢	931-1 外 1 筆	"	0.9400		○	
7	"	小貝名	439-2 外 2 筆		0.0700			○
8	三俣	貝掛	666-3 外 3 筆	土砂流出防備	1.8700		○	
9	"	大島	1440-2 外 11 筆	"	3.0116			○
10	"	細越	14-1	なだれ防止	1.7200	○		
11	"	"	13-1	"	1.2400			○
12	"	八木沢山	1579-2	"	1.5800		○	
13	"	細越	96 外 5 筆	"	16.0800			○
14	"	大島	1521-6 外 1 筆	"	15.9032			○
15	"	貝掛	666-2	"	1.8300		○	
16	"	八木沢	1206-2	"	6.6000			○
17	"	"	1192 外 1 筆	土砂流出防備	0.0800		○	
18	神立	七谷切	3664 外 23 筆	"	2.6100		○	
19	"	袖山	4121-123 外 10 筆	"	13.1142			○
20	"	袖山	4121-巳-10	なだれ防止	5.6100			○
21	"	神立袖山	4121-2	"	28.7217			○
22	"	"	4121-1 外 2 筆	水源かん養	51.9317		○	
23	"	七谷切	3634-ト	土砂流出防備	0.1155		○	
24	"	神立袖山	4121-1	"	0.1700			○
25	土樽	小坂	6237-27	"	0.8000			○
26	"	向原	3064-14 外 2 筆	"	2.3633		○	
27	"	平間	2529-子 外 29 筆	"	91.9798		○	
28	"	一の沢	4083-丑 外 2 筆	"	1.6546		○	
29	"	下ノ段	6201-13	なだれ防止	10.4132		○	
30	"	野尻平	6294-4	"	0.4000			○
31	"	小坂	6237-19 外 1 筆	"	0.2300	○		
32	"	向原	3064-7	"	0.4200	○		
33	"	関上	5308-丑-2 外 3 筆	土砂流出防備	52.1800		○	
34	"	川原	6212-1	"	57.3700			○
35	"	向原	3064-卯 外 2 筆	"	105.7475		○	
36	"	小坂	6241-子 外 6 筆	土砂崩壊防備	0.0800	○		

番号	位置			保安林種	指定面積 (ha)	要整備森林の整備		
	大字	字	番地			既成	着手	未着手
37	〃	古屋敷	4504-59	水源かん養	84.9965			○
38	〃	向原	3064-未	〃	114.2800		○	
39	〃	向原	3064-81	外 1 筆 土砂流出防備	0.2950		○	
40	〃	大平	2430-1	外 11 筆 干害の防備	0.8256		○	
41	〃	井森	6286-辰	外 11 筆 土砂流出防備	2.3000	○		
42	〃	前幅	2804-3	外 1 筆 〃	0.0470	○		
43	湯沢	西山	3265-1	外 16 筆 〃	4.8919		○	
44	〃	東山	3267-2	外 5 筆 〃	10.6900		○	
45	〃	西山	3265-寅	なだれ防止	1.5400			○
46	〃	〃	3265-1	外 9 筆 〃	7.6054		○	○
47	〃	〃	〃	外 4 筆 〃	9.9594		○	
48	〃	〃	3265-1	〃	2.4600	○		
49	〃	〃	〃	〃	2.4000		○	
50	〃	〃	4137	外 6 筆 土砂流出防備	1.1510	○		
51	〃	〃	3265-1	水源かん養	200.3216		○	
52	〃	江沢	2166-1	外 5 筆 土砂流出防備	0.0369	○		
53	〃	西山	3265-1	〃	0.1500		○	
計						53 箇所		

資料 22 観測所

(1) 水位観測所

河川名	観測所名	位置	管理者		堤防高	はん濫 危険水位	避難判断 水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位
			管理 者名	TEL					
魚野川	土樽観測所	土樽地内	国交省	784-2263	—	—	—	—	—
魚野川	中之島観測所	南魚沼市	新潟県	772-7959	183m	182.6m	182.3m	182.1m	181.7m

(2) 雨量観測所

観測所名	位置	管理者		時間雨量		累計雨量(24h)	
		管理者名	TEL	注意値	警戒値	注意値	警戒値
湯沢観測所	大字湯沢地内	国交省	784-2263	30mm	50mm	80mm	140mm
土樽観測所	大字土樽地内	国交省	784-2264	—	—	—	—
旭原観測所	大字土樽地内	国交省	784-2265	20mm	40mm	70mm	140mm
二居観測所	大字三国地内	国交省	784-2266	—	—	—	—
浅貝観測所	大字三国地内	国交省	784-2267	30mm	50mm	80mm	140mm
赤湯観測所	大字三国地内	国交省	784-2268	—	—	—	—
役場観測所	大字神立地内	役場	784-3452				

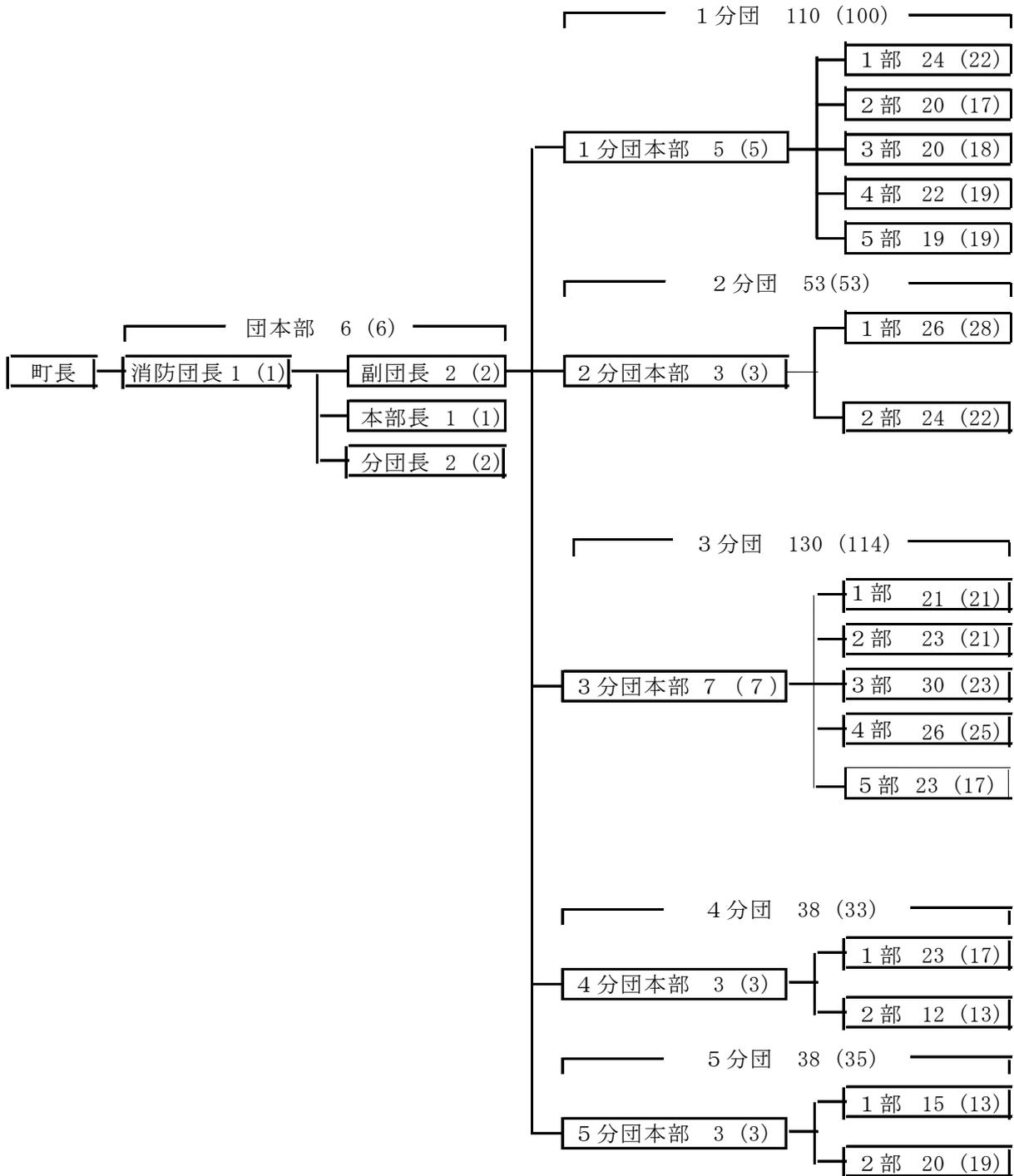
(3) 雪量観測所

観測所名	位置	管理者	
		管理者名	TEL
役場観測所	大字神立地内	役場 地域整備課	784-3452
二居観測所	大字三国地内	役場 総務課	784-3451
三俣観測所	大字三俣地内	役場 総務課	784-3451
原観測所	大字土樽地内	役場 総務課	784-3451

資料 23 消防団の組織体制・機材配備状況

(1) 消防団組織体制

平成 25 年 10 月 1 日現在



() 内の数値は、平成 25 年 10 月 1 日現在の実員数

階 級	団長	副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
定 数	1	2	1	8	7	26	65	257	382
実 員	1	2	1	8	7	26	65	237	347

(2) ポンプ車両・ポンプ器材配備状況及び車庫・器具庫設置状況

平成 25 年 10 月 1 日現在

分団・部名	地区名	配備及び設置箇所		配 備 ポ ン プ				設置施設		備考
		町内名	住所	自動車	積載車	軽積載車	小型	車庫	器具庫	
1分団 1部	湯沢	上中	大字湯沢 2 8 2 5	○			○	○		湯沢町公民館前付近
1分団 2部	湯沢	楽町	大字湯沢 3 8 0 - 1 2		○			○		大内美容院付近
1分団 3部	湯沢	諏訪	大字湯沢 1 5 0 7		○			○		高橋医院前付近
		堀切	大字湯沢 1 2 6 8 - 1				○		○	
1分団 4部	湯沢	西中	大字湯沢 2 5 9 2 - 1	○			○	○		シャルマンネックス前付近
1分団 5部	湯沢	布場	大字湯沢 6 3 - 2		○			○		布場旅館街付近
2分団 1部	神立	宮林	大字神立 1 0 8 1 - 1		○			○		
		原新田	大字神立 1 3 4 9 - 3			○		○		原新田住宅入口付近
2分団 2部	神立	田中	大字神立 1 4 7 3 - 2 6		○			○		スノーロード付近
		芝原	大字神立 4 0 8 9 - 1				○	○		
		戸沢	大字神立 2 7 7 1				○		○	
3分団 1部	土樽	中子	大字土樽 6 9 - 1 4		○			○		徳秀付近
		岩原	大字土樽 7 3 1 - 1				○		○	
3分団 2部	土樽	原	大字土樽 9 0 0 - 4			○		○		いずみや付近
		小坂	大字土樽 1 6 0 0 - 3				○		○	小坂集会所付近
3分団 3部	土樽	滝ノ又	大字土樽 1 8 2 1 - 1 内		○			○		滝ノ又集会所付近
		谷後	大字土樽 2 7 9 2 - 1			○		○		アルカディア前付近
		旭原	大字土樽 6 6 0 3 - 1				○		○	
3分団 4部	土樽	中里	大字土樽 4 9 8 1 - 6	○				○		きらくフーズ付近
		古野二	大字土樽 5 0 9 2 - 4				○		○	板や旅館付近
3分団 5部	土樽	松川	大字土樽 3 1 7 8 - 3			○		○		
		土樽	大字土樽 3 9 7 6 - 2				○	○		
4分団 1部	三俣	三俣	大字三俣 8 6 0 - 4		○		○	○		
4分団 2部	三俣	八木沢	大字三俣 1 0 5 9 - 2			○		○		
		大島	大字三俣 1 4 6 1 - 2				○		○	
5分団 1部	三国	二居	大字三国 5 7 7 - 2		○			○		モントゼー前付近
5分団 2部	三国	浅貝	大字三国 1 1 4 - 1	○			○	○		浅貝保育園付近
		合 計		4	9	5	13	20	7	

4 給水・給食等に関する資料

資料 24 給水用緊急資機材等に関する資料

(1) 給水タンク

管理者	タンク容量 (ℓ)	保有数 (基)
上下水道課	1,000 (アルミタンク)	2

(2) 応急給水車両

管理者	車の種別	車の形式・ナンバー	保有数 (台)
上下水道課	1.25 t トラック給水車	トヨタハイエース 長岡 44 ま 2939 (マニュアル・軽油)	1
町民課	1t トラック	トヨタタウンエース 長岡 400 せ 2225 (オートマ・ガソリン)	1

(3) 給水容器

(平成 25 年 12 月 1 日現在)

管理者	容器種類	タンク容量 (ℓ)	保有数 (個、枚)
上下水道課	ポリタンク	20	9
総務課	ポリタンク	20	6
	給水袋	6	1,000
産業観光課	ポリタンク	18	35

資料 25 給水・給食に関する資料

(1) 学校給食施設

(平成 25 年 12 月 1 日現在)

名 称	供給能力	県職員数	調理員	備 考
湯沢町学校給食センター	1 回の給食 1,000 食	1 (栄養士)	10	調理員はすべて人材派遣会社からの派遣社員

(2) 水道施設給水能力

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

種別	計 画		平成 24 年度実績		備考
	給水人口 (人)	給水量 (t/日)	給水人口 (人)	給水量 (t/日)	
上水道	12,000	12,410	5,390	9,566	○堀切を除く大字湯沢 ○芝原、七谷切を除く大字神立地区 ○中子、岩原地区
町営簡易水道	3,810	9,859	2,574	5,146	○上水道給水以外の地域
民営簡易水道	3,187	1,088	—	—	○H21.3 小規模水道へ
計	18,997	23,357	7,964	14,712	

(3) 災害時応急給水施設一覧

水道名	配水区名	施設名	現施設 建設年	有効容量 (t)	積雪時 の取水	給水方法
上水道	岩原	岩原ポンプ場	S55	RC -----	○	水中ポンプにより給水車へ取水
	高区	大刈野ポンプ場	H3	RC -----	○	〃
	低区	低区 NO 2 配水池	S49	PC 1,100	○	〃
	戸沢	戸沢配水池	S63	RC 200	○	〃
浅貝	低区	低区 NO 1 配水池	S40	RC 155	×	〃
二居	高区	高区配水池	S51	RC 85	×	〃
	低区	低区 NO 3 配水池	S62	RC 150	×	〃
八木沢		NO 2 配水池	S55	RC 35	×	〃
湯沢 第一		小坂配水池	S56	RC 105	×	〃
東土樽	滝ノ又	滝ノ又配水池	S34	RC 20	×	〃
西土樽	土樽	土樽低区配水池	S54	RC 40	×	〃
		土樽高区配水池	H10	RC 232.4	×	〃
	松川	松川配水池	H7	RC 115	×	〃
中央	原	原 NO 2 配水池	S63	RC 100	○	〃
施 設 計		14 箇所				

* 災害時に公共施設の水道等で給水が出来ない場合は、上記配水池で取水可能な所から給水車により給水を行う。

* 取水する際は、施設の安全を確認の上、作業を行う。

* 積雪時の取水は、給水車で行くことが可能な箇所とする。

5 医療機関に関する資料

資料 26 医療機関の連絡先

(1) 南魚沼地域 主要医療機関

医療機関名	電話番号 (025)	所在地
湯沢町保健医療センター	780-6543	湯沢町大字湯沢 2877-1
県立六日町病院	772-7111	南魚沼市六日町 636-2
ゆきぐに大和病院	777-2111	南魚沼市浦佐 4115
斎藤記念病院	773-5111	南魚沼市欠ノ上 478-2
角谷整形外科医院	785-5130	湯沢町大字神立 251-7
休日救急診療所	773-6668	南魚沼市六日町 185-1
苗場診療所 (冬期のみ)	789-2211	湯沢町大字三国 202

(2) 南魚沼地域外 主要医療機関

医療機関名	電話番号 (025)	所在地
県立小出病院	025-792-2111	魚沼市日渡新田 34
県立十日町病院	025-757-5566	十日町市高山 32-9
小千谷総合病院	0258-83-3600	小千谷市本町 1-13-33
長岡赤十字病院	0258-28-3611	長岡市千秋 2-297-1
立川総合病院	0258-33-3111	長岡市神田町 3-2-11
長岡中央総合病院	0258-35-3700	長岡市川崎町 2041
新潟大学医歯学総合病院	025-223-6161	新潟市中央区旭町通一番町 754

6 食料及び生活必需品等に関する資料

資料 27 災害時物資等供給協力協定機関・団体

協定の種別	協定締結先	連絡先
災害時相互応援	十日町市・魚沼市・南魚沼市・長岡市（旧川口町）	
災害時相互応援	群馬県・前橋市	
災害時相互応援	秋田県・湯沢市	
災害時相互応援	埼玉県・松伏町	
災害時相互応援	北関東・新潟地域連携軸推進協議会	
災害時相互応援	環境自治体会議	
食料品・生活必需品等の供給	しおざわ農業協同組合	Tel 785-5310 (Aコープ湯沢店) Fax 784-3674 (Aコープ湯沢店)
食料品・生活必需品等の供給	株式会社のぐち	Tel 784-2134 Fax 784-4535
生活物資等の供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	Tel 025-371-4185 Fax 025-371-4151
燃料等の供給	湯沢町石油・ガス組合	Tel 784-3334 Fax 785-5381
燃料等の供給	有限会社文明屋	Tel 784-2640 Fax 784-2698
燃料等の供給	森下企業株式会社	Tel 784-3371 Fax 784-4708
燃料等の供給	社団法人新潟県エルピーガス協会魚沼支部	Tel 025-782-1170 (JA しおざわ内) Fax 025-782-1178 (JA しおざわ内)
燃料等の供給	新潟県石油商業組合南魚沼支部	Tel 025-772-2470 Fax 025-773-3629
物資等の供給	株式会社アクティオ	Tel 025-782-2312 Fax 025-782-2652

資料 28 食料・生活必需品関係取扱先

(1) 食料関係

取扱品名	業者名	所 在	電話番号	備考
食料品・ 飲料水等	Aコープしおざわ湯沢店	大字神立 1 5 3 2 - 1	7 8 5 - 5 3 1 0	
	(資) 山新商店	湯沢 3 - 4 - 1 0	7 8 4 - 3 4 4 1	
	(株) のぐち	大字湯沢 2 8 7 5 - 7	7 8 4 - 2 1 3 4	
	大谷商店	大字湯沢 1 5 6 2	7 8 4 - 2 2 2 2	
	金田屋商店	大字湯沢 1 5 6 2	7 8 4 - 2 3 8 9	
	(資) 長田屋商店	大字湯沢 2 2 3 5	7 8 4 - 2 1 3 2	
	(有) 柏屋商店	大字湯沢 3 2 2 - 5	7 8 4 - 3 4 2 2	
	(有) 林商店	湯沢 2 - 5 - 3	7 8 4 - 3 2 0 1	
	(有) 喜久新商店	大字土樽 4 3 - 1 1	7 8 7 - 3 1 6 2	
	フクダヤ商店	大字三国 236-2	7 8 0 - 9 5 4 5	
	(株) トッキー	大字湯沢駅通	7 8 4 - 4 4 9 9	売店
	セブンイレブン中越湯沢神立店	大字神立 1 4 6 2 - 1	7 8 5 - 5 5 4 7	コンビニ
	(株) アイコーポレーション	大字三国 2 1 0 - 1 0	7 8 9 - 5 3 3 3	コンビニ
	セブンイレブン越後湯沢西口店	大字湯沢西中	7 8 5 - 6 2 7 7	コンビニ
	セブンイレブン越後湯沢東口店	大字神立 3 0	7 8 5 - 6 0 7 7	コンビニ
	セーブオン湯沢神立店	大字神立 1 6 0 2 - 1	7 8 4 - 3 8 6 6	コンビニ
	セーブオン湯沢インター店	大字神立 2 2 6 - 1	7 8 5 - 7 3 8 8	コンビニ
精肉・惣菜	(資) 大久保商店	湯沢 2 - 6 - 1	7 8 4 - 2 1 2 3	
精肉	山口肉店	大字湯沢 2 8 0 4	7 8 4 - 2 5 5 3	
鮮魚	(資) 魚世商店	大字湯沢 3 1 7 - 4	7 8 4 - 3 3 5 5	
	(有) 一二三	大字湯沢 3 2 7 - 1	7 8 4 - 2 0 3 9	
	味里 (株) 新潟鮮魚センター	大字神立 5 4 9 - 1	7 8 4 - 4 3 2 1	
	新潟中央水産 (株)	大字湯沢 2 4 2 2 - 2	7 8 4 - 4 4 8 7	
米穀類	(有) 栄屋	大字土樽 6 8 - 1	7 8 7 - 3 0 2 3	
	古野主食販売店	大字土樽 5 6 3 0 - 1	7 8 7 - 3 0 1 0	
	(有) 大正屋	湯沢 4 - 1 - 3 1	7 8 4 - 2 1 4 6	
飲料水等	(有) 松野屋酒店	大字湯沢 1 4 5 6	7 8 4 - 3 5 1 7	
	たつのや商店	大字湯沢 3 1 5 - 7	7 8 4 - 3 5 2 5	
	(有) 富士見屋酒店	大字湯沢 5 5 5	7 8 4 - 3 6 2 3	
	(有) 上村商店	大字神立 1 5 6 1 - 3	7 8 4 - 2 5 2 1	
	白井酒店	大字神立 2 0 4 0	7 8 4 - 2 6 3 6	
	(有) 萩野屋商店	大字土樽 5 6 9 2 - 4	7 8 7 - 3 1 6 1	
	山忠商店	大字土樽 5 0 8 3 - 1	7 8 7 - 3 0 1 3	
	文明屋酒店	大字三国 6 5 0	7 8 9 - 2 4 3 2	
	(資) 高橋屋酒店	湯沢 2 - 1 - 3	7 8 4 - 2 1 1 5	
	浪花屋酒店	湯沢 1 - 4 - 3	7 8 4 - 3 3 1 6	
	(有) 高橋フーズ	湯沢 2 - 1 - 3	7 8 4 - 2 1 2 5	
	大樹販売	大字神立 1 7 9 - 7	7 8 5 - 5 5 5 9	

(2) 生活必需品関係

品名	業者名	所在	電話番号	備考
日用品・雑貨	(株) コメリ湯沢店	大字湯沢 1 6 7 3 - 2	7 8 0 - 6 1 1 0	
	(株) のぐち	大字湯沢 2 8 7 5 - 7	7 8 4 - 2 1 3 4	
寝具・被服	(有) 三国屋	湯沢 1 - 3 - 1 6	7 8 4 - 2 1 5 6	
衣料品	(有) 山本商店	湯沢 3 - 3 - 1 9	7 8 4 - 3 3 2 2	
靴	(資) 広木屋商店	湯沢 4 - 1 - 3 4	7 8 4 - 2 0 7 7	
	(有) ムラタヤ	湯沢 4 - 1 - 4	7 8 4 - 2 4 0 7	
医薬品	(資) 金生堂薬局	湯沢 3 - 3 - 1	7 8 4 - 2 0 6 4	
	(資) 中信薬局	湯沢 2 8 7 2 - 1	7 8 4 - 2 1 4 0	
	(有) 和光薬局	大字湯沢 3 2 2 - 4	7 8 4 - 2 0 5 9	
	栄屋薬局	大字土樽 6 8 - 1	7 8 7 - 3 0 2 1	
	ヤマナミ薬局	大字三国 2 4 5 - 1	7 8 9 - 2 1 2 9	
	ドラッグセイムス湯沢店	大字湯沢 2 9 3 6	7 8 5 - 2 2 0 1	
ガソリン・軽油・灯油等	(有) 鶴屋	大字神立 3 0	7 8 4 - 3 3 3 4	ガソリンスタンド
ガソリン・軽油・灯油等	(有) 文明屋石油店	大字神立 3 4 - 1	7 8 4 - 2 6 4 0	ガソリンスタンド
	(株) ナカザワ	大字神立 3 1 8 4 - 5	7 8 5 - 5 0 7 4	ガソリンスタンド
	(有) 大塚金物岩原給油所	大字土樽 6 1 9 5 - 2	7 8 7 - 3 3 7 4	ガソリンスタンド
	三国興業(株)	大字三国 5 2 - 1	7 8 9 - 2 0 4 6	ガソリンスタンド
	(株) 東日本宇佐美上信越支店	大字湯沢 1 6 5 9 - 1	7 8 4 - 4 6 2 4	ガソリンスタンド
	森下企業(株)	大字神立 1 3 0	7 8 4 - 3 3 7 1	
	灯油・LP ガス	大和商事(株) 湯沢営業所	大字湯沢 1 4 9 8	7 8 4 - 2 4 8 2
(株) つどい総業		大字湯沢 1 7 2 8 - 1	7 8 4 - 2 2 2 7	
古野主食販売店		大字土樽 5 6 3 0 - 1	7 8 7 - 3 0 1 0	
LP ガス	(株) カネコ商会湯沢営業所	大字湯沢 1 7 0 8	7 8 4 - 3 2 9 8	
	高六商店	湯沢 4 - 4 - 1	7 8 4 - 2 0 1 2	
	(有) ときわ住設	大字湯沢 8 3 1	7 8 4 - 3 3 7 0	

(3) 業者（土木建設、管工事、電気工事等）

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(有) 浅間重機建設	神立1415-1	785-7110	
アルペン設備(有)	土樽480-6	787-4401	
(株) エムケイ設備	神立1109-1	784-4132	
(有) 小澤建設	神立1380-47	785-5025	
上村電気工事店	湯沢2309-2	784-2524	
関越舗道(株)	神立130	784-2400	
(株) 岸本電気	湯沢1547	784-3385	
(資) 経新電気	湯沢1939-8	784-2354	
(株) 劔水施設整備	土樽65-16	787-3129	
(株) 小杉建設	神立640	784-2606	
新共電気 art	神立1029-2	785-5686	
末広建築事務所	湯沢1939-1	784-4733	
鈴木鉄工所	湯沢3-6-5	784-2242	
角谷建築	神立3502	785-5064	
(有) 高野建築事務所	湯沢354-19	784-2036	
(株) 拓越湯沢営業所	神立1029-1	785-5190	
(株) つどい総業	湯沢1728-1	784-2227	
(株) 戸垣建設	神立34-1	784-2330	
(有) ときわ住設	湯沢831	784-3370	
(株) 徳永塾工学	湯沢2911-1	784-4700	
(株) 豊田屋建設	湯沢855-4	784-3305	
(株) NNCエンジニアリング	土樽6034Ⅱ1332	787-5570	
(有) 南雲材木店	湯沢4-6-2	784-2022	
ナグモ塗装	土樽1293-1	787-2087	
(株) ナミデン	湯沢2258	785-5434	
みらい建設工業(株)新潟営業所	湯沢224	784-3521	
(株) 林組	湯沢1708	784-2145	
(有) ハヤシ商事	湯沢1708-2	785-5242	
(有) 半沢建設	土樽3417-1	787-3209	
(株) 文明屋	三国650-1	789-2003	
(株) ホンダハウス	土樽6104	787-5526	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(有) 孫新産業	土樽 5 1 3 2 - 4	7 8 7 - 4 5 2 0	
松井看板店	湯沢 1 7 5 3	7 8 4 - 2 6 1 2	
(有) みなみや	土樽 5 1 8	7 8 7 - 3 9 3 4	
(有) 見晴屋林業	三国 1 1 0 2 - 1	7 8 9 - 3 4 9 3	
(有) 宮田建築事務所	湯沢 1 - 6 - 1 2	7 8 5 - 7 0 8 2	
ミュキホーム	土樽 2 5 0 8	7 8 7 - 4 2 1 2	
(株) 村尾電気湯沢営業所	土樽 5 5 9 4 - 1	7 8 7 - 3 2 1 4	
(有) 恵産業	神立 1 4 0 0 - 3 7	7 8 4 - 4 3 2 6	
森下企業(株)	神立 1 3 0	7 8 4 - 3 3 7 1	
(株) 森下組	神立 1 3 0	7 8 4 - 2 3 5 7	
(株) 山井建設	神立 3 9 - 1	7 8 4 - 3 6 5 1	
(有) 湯沢組	湯沢 1 5 1 8	7 8 4 - 3 7 7 3	
(株) 湯沢重機建設	湯沢 1 2 0 8 - 1	7 8 5 - 5 3 7 1	
湯沢板金協業組合	神立 1 5 1 2 - 1	7 8 4 - 2 8 2 5	
丸正建築	土樽 3 2 2	7 8 7 - 3 3 6 4	
小坂建築	土樽 1 7 2 5	7 8 7 - 3 6 2 3	
苗場運輸建設 (株)	湯沢 1 2 1 9	7 8 4 - 3 9 7 7	

7 車両に関する資料

資料 29 町所有車両の現状

(1) 役場関係車両一覧

平成 25 年 12 月現在

所管課名	車名	種別用途	年式	乗数	用途	車両番号
総務課	トヨタ エスティマ	普通乗用	H25	6	町長車	長岡 ふ 300-5590
総務課	トヨタ コースター	普通乗合	H19	29	マイクロバス 1 号	長岡 さ 200-1155
総務課	トヨタ コースター	普通乗合	H21	29	マイクロバス 2 号	長岡 さ 200-1389
総務課	ホンダ インサイト	小型乗用	H22	5		長岡 ら 500-2732
総務課	三菱 ミニキャブバン	軽貨物	H22	4		長岡 て 480-371
税務課	ホンダ インサイト	小型乗用	H22	5		長岡 ら 500-2733
税務課	スバル プレオ	軽乗用	H15	4		長岡 ふ 50-1591
税務課	スズキ アルト	軽乗用	H23	4		長岡 つ 580-9304
税務課	三菱 EKワゴン	軽乗用	H24	4		長岡 な 580-4272
町民課	トヨタ カローラ	小型特種	H16	5	交通指導車 (広報用スピーカー付)	長岡 さ 800-4586
町民課	トヨタ タウンエース	小型貨物	H17	3	1 トントラック	長岡 せ 400-2225
町民課	三菱 ミニキャブバン	軽貨物	H22	4		長岡 き 480-3673
町民課	フォークリフト	小型特殊	H1	1	ストックヤード	湯沢町 い 00-0130
町民課	ホイールローダー	小型特殊	H2	1	ストックヤード	湯沢町 い 00-0135
町民課	ブルドーザー	特種	H1	1	ストックヤード	83060
健康福祉課	ダイハツ ムーブ	軽乗用	H15	4		長岡 ま 50-1573
健康福祉課	三菱 ミニキャブバン	軽貨物	H25	4		長岡 け 480-9572
健康福祉課	ダイハツ ミライース	軽乗用	H25	4		長岡 ね 580-130
健康福祉課	トヨタ サクシード	小型乗用	H19	5		長岡 み 500-3685
健康福祉課	トヨタ コースター	普通特種	H20	22	福祉バス	長岡 さ 800-7347
健康福祉課	スズキ ワゴンR	軽乗用	H13	4		長岡 の 50-4977
健康福祉課	ダイハツ アトレー	軽乗用	H16	4		長岡 み 50-9609
産業観光課	三菱 EKワゴン	軽乗用	H24	4		長岡 と 580-2037
産業観光課	トヨタ ノア	小型乗用	H18	8	ワゴン	長岡 ふ 500-9870
産業観光課	三菱 ミニキャブ	軽貨物	H23	4		長岡 く 480-4477
産業観光課	三菱 ミニキャブ	軽貨物	H23	4		長岡 く 480-6191
産業観光課	スバル サンバー	軽貨物	H16	4		長岡 い 41-6939

所管課名	車名	種別用途	年式	乗数	用途	車両番号
地域整備課	三菱 ミニキャブ	軽貨物	H24	4		長岡 け 480-2801
地域整備課	ニッサン エクスト レイル	普通特種	H18	5	応急作業車（ジープ型） （広報用スピーカー付）	長岡 さ 800-6056
地域整備課	トヨタ サクシード	小型乗用	H19	5		長岡 み 500-2990
地域整備課	スバル フォレスター	普通乗用	H19	5		長岡 む 300-8330
上下水道課	スズキ ケイ	軽乗用	H20	4		長岡 す 580-1333
上下水道課	ニッサン エクスト レイル	普通乗用	H19	5	ジープ型	長岡 な 300-6579
上下水道課	三菱 パジェロ	普通特種	H 8	5	応急作業車（ジープ型） （広報用スピーカー付）	長岡 さ 88-8601
上下水道課	トヨタ ハイエース	小型貨物	H 9	4	1.25トトラック（給水用）	長岡 ま 44-2939
上下水道課	三菱 ミニキャブ	軽貨物	H24	4		長岡 け 480-3314
教育課	スズキ ステラ	軽乗用	H22	4		長岡 ち 580-8499
教育課	トヨタ プレミオ	小型乗用	H15	5	広報用スピーカー設置可能	長岡 に 500-9977
教育課	ホンダ シビックフ ェリオ	小型乗用	H15	4		長岡 に 500-1220
教育課	三菱 EKワゴン	軽乗用	H24	4	中央保育園	長岡 な 580-4638
教育課	三菱 ミニカ	軽乗用	H10	4	湯沢保育園	長岡 つ 50-6
教育課	スバル サンバー	軽貨物	H13	4	神立保育園	長岡 ら 40-9180
教育課	三菱 ミニカ	軽乗用	H21	4	土樽保育園	長岡 か 480-3482
教育課	トヨタ ボクシー	小型乗用	H19	8	学童保育	長岡 み 500-2311
(生涯学習班)	トヨタ レジアスエ ース	小型貨物	H15	8	バン	長岡 す 400-7190
(生涯学習班)	三菱 ミニキャブ	軽貨物	H23	4		長岡 く 480-4032
(生涯学習班)	スバル ステラ	軽乗用	H23	4		長岡 つ 580-372
(中学校)	トヨタ コースター	普通乗合	H15	29	マイクロバス	長岡 さ 200-634
(中学校)	トヨタ コースター	普通乗合	H25	29	マイクロバス	長岡 さ 200-1900
(中学校)	ダイハツ マックス	軽乗用	H14	4		長岡 ひ 50-4564
(中学校)	トヨタ タウンエース	普通貨物	H20	3	トラック	長岡 さ 100-8820
(三俣小学校)	ダイハツ アトレー	軽乗用	H16	4		長岡 み 50-9610
(神立小学校)	スズキ キャリー	軽貨物	H19	4		長岡 え 480-451
(給食センター)	スズキ アルト	軽乗用	H23	4		長岡 つ 580-9527
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H22		除雪車	長岡 る 900-1055
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H23		除雪車	長岡 る 900-1166
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H24		除雪車	長岡 る 900-1257
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H21		除雪車	長岡 る 990-976
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H 6		除雪車	長岡 め 99-2112
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H 7		除雪車	長岡 め 99-2246
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H 9		除雪車	長岡 め 99-2531

所管課名	車名	種別用途	年式	乗数	用途	車両番号
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H13		除雪車	長岡 る 900-243
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H15		除雪車	長岡 る 900-417
地域整備課	ロータリー	小型特殊	H15		除雪車	湯沢町 い 00-0175
地域整備課	散布車	普通特殊	H17		除雪車	長岡 さ 800-5720
地域整備課	タイヤドーザー	大型特殊	H18		除雪車	長岡 る 00-857
地域整備課	ロータリー	小型特殊	H18		除雪車	湯沢町 い 00-0173
地域整備課	タイヤドーザー	小型特殊	H18		除雪車	湯沢町 い 00-0174
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H19		除雪車	長岡 る 900-811
地域整備課	ロータリー	大型特殊	H20		除雪車	長岡 る 900-900
教育課	ピステン	その他	H24		(中学校)	W0981411898K30
教育課	スノーモービル	その他	H2		(ノリタ)	87L-002502
教育課	スノーモービル	その他	H9		(三国小)	1226-00005
教育課	スノーモービル	その他	H12		(中学校)	11R-000120
教育課	スノーモービル	その他	H12		(湯沢小)	11R-000117
教育課	スノーモービル	その他	H12		(土樽小)	71R-000137
教育課	スノーモービル	その他	H22		(神立小)	38V-000219

(2) 消防団車両一覧

平成 25 年 12 月現在

分団部名	車名	用途	年式	乗数	搭載資機材					車両番号
					小型ポンプ	発電機	投光機	ドラム	簡易水利	
1分団 1部	トヨタ (UZ1-1)	自動車ポンプ	H12	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-1477
1分団 2部	トヨタ (UZ1-2)	積載車	H15	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-4259
1分団 3部	トヨタ (UZ1-3)	積載車	H15	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-4260
1分団 4部	トヨタ (UZ1-4)	自動車ポンプ	H15	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-3528
1分団 5部	トヨタトヨ エース	積載車	H19	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-6612
2分団 1部	トヨタダイ ナ	積載車	H20	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-7629
	ダイハツ (UZ2-4)	軽積載車	H12	4	○					長岡あ 80-1107
2分団 2部	トヨタ (UZ2-2)	積載車	H16	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-4984
3分団 1部	トヨタ (UZ2-3)	積載車	H17	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-5731
3分団 2部	ハイゼット (UZ3-2)	軽積載車	H9	4	○					長岡あ 80-0860
3分団 3部	トヨタ (UZ3-4)	積載車	H16	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-5009
	ダイハツ (UZ3-5)	軽積載車	H10	4	○					長岡あ 80-0926
3分団 4部	ヒノデュト ロ (CD-1)	自動車ポンプ	H19	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-8781
3分団 5部	ハイゼット (UZ3-8)	軽積載車	H6	4	○					長岡あ 80-0629
4分団 1部	トヨタダイ ナ	積載車	H20	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-7630
4分団 2部	ハイゼット (UZ3-9)	軽積載車	H12	4	○					長岡あ 80-1025
5分団 1部	トヨタ (UZ5-1)	積載車	H8	5	○	○	○	○	○	長岡さ 88-8862
5分団 2部	ヒノデュト ロ (CD-1)	自動車ポンプ	H19	5	○	○	○	○	○	長岡さ 800-6628

8 通信に関する資料

資料 30 湯沢町防災行政用無線局運用管理規則

昭和 59 年 9 月 1 日
規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湯沢町における防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政用無線局の管理運営に関し、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)、電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)及び無線局運用規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(無線局の目的)

第 2 条 防災行政用無線局は、湯沢町における防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために、使用することを主たる目的とする無線局とする。

(用語の定義)

第 3 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「本部施設」とは、湯沢町役場に設置する無線設備をいう。
- (2) 「移動局」とは、主として行政区内を移動範囲とする陸上移動局をいう。
- (3) 「通話」とは、音声によって行う通信をいう。
- (4) 「通報」とは、音声によって行う一方的な通信をいう。

(通信管理者)

第 4 条 本部に通信管理者を置く。

2 通信管理者には、地域防災計画による防災事務担当課長をもって充てる。

(通信取扱責任者等)

第 5 条 本部に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 通信取扱責任者には、防災事務担当課職員であって、通信管理者が指名する者をもって充て、通信取扱者には無線従事者の資格を有する職員のうちから、通信管理者が指名する者をもって充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第 6 条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信は、できる限り簡潔でなければならない。

(秘密の保持)

第 7 条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第 8 条 無線局の運用時間は常時とし、職員の配置はその執務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合はこの限りでない。

(通信の統制)

第 9 条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要があると認めた場合は、通信を統制することができる。

(待機命令)

第 10 条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、職員を待機させ通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(無線局の管理)

第 11 条 通信管理者は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、常に無線局の機能が十分に発揮できるよう管理しなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線設備を変更する必要があるとき又は運用上支障を生じたときは、速やかにその旨を通信管理者に報告し、その指示を受けて適切な措置をしなければならない。

(非常災害時における通信体制)

第 12 条 非常災害時における通信体制は、別に定める地域防災計画書による。

(通信訓練)

第 13 条 通信訓練は、別に定める訓練計画に基づき、年 2 回以上実施するものとする。

(無線設備の定期点検及び整備)

第 14 条 無線設備の定期点検は、年 2 回以上実施する。

2 点検の細目は、別に定める保守点検要領による。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、通信の方法、運用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 31 湯沢町防災行政無線局及びその他通信機器

(1) 湯沢町防災行政用無線局（地域防災無線アナログ式 150MHz 帯）

ア 防災行政用無線局の配置場所

種別	空中線電力 (出力数)	無線名称	設置場所		
			課名又は箇所	車名・ナンバー	電話番号
基地局	10W	ゆざわちゆうけい	大峰中継局		
固定局	0.1W	ゆざわちゆうけい	大峰中継局		
	0.1W	ゆざわまち	総務課		
陸上移動局 (車載型)	10W	ゆざわまち 1	総務課	インサイト ・ 500 ら 2732	784-3451
	10W	ゆざわまち 2	地域整備課	エクストレイル ・ 800 さ 6056	784-4852
	10W	ゆざわまち 3	上下水道課	パジェロ ・ 88 さ 8601	784-4853
	10W	ゆざわまち 4	健康福祉課	サクシード ・ 500 み 3685	784-4560
	10W	ゆざわまち 5	地域整備課	サクシード ・ 500 み 2990	784-4852
	10W	ゆざわまち 6	上下水道課	ハイエース ・ 44 ま 2939	784-4853
陸上移動局 (可搬型)	10W	ゆざわまち 7	浅貝分館		
	10W	ゆざわまち 8	二居集会所		
陸上移動局 (携帯型)	5W	ゆざわまち 11	三俣集会所		
	5W	ゆざわまち 12	大島町内会長		
	5W	ゆざわまち 13	八木沢・大島生活改善センター		
	5W	ゆざわまち 14	谷後開発センター		
	5W	ゆざわまち 15	旭原振興センター		
	5W	ゆざわまち 16	松川生活改善センター		
	5W	ゆざわまち 17	土樽集落開発センター		
	5W	ゆざわまち 18	岩原高原町内会長		
	5W	ゆざわまち 19	土樽スキー場町内会長		
	5W	ゆざわまち 20	芝原・荒戸地区生活改善センター		
	5W	ゆざわまち 21	総務課		784-3451
	5W	ゆざわまち 22	宿直室		(150・151)
	5W	ゆざわまち 23	上下水道課		784-4853
	5W	ゆざわまち 24	上下水道課		784-4853
	5W	ゆざわまち 25	産業観光課		784-4560
	5W	ゆざわまち 26	地域整備課		784-4852
5W	ゆざわまち 27	地域整備課		784-4852	
5W	ゆざわまち 28	湯沢町公民館		784-2460	

(2) その他通信機器

ア 湯沢町役場所有簡易無線局の配置場所

種別	空中線電力 (出力数)	無線名称	台数	管理課班名	電話番号
陸上移動局 (携帯型)	5 W	簡易無線局	5	教育課 生涯学習班	784-2460
	5 W	簡易無線局	4	産業観光課 観光交流班	784-4850

(3) 無線機の操作

種 類	操 作	説 明
基地局	<p>【送信（話す）】</p> <p>① 送話器を上げる ② チャンネルを1CHに合わせる</p> <p>③ 送信ボタンを押す ④ 通話する ⑤ 送信ボタンを放す ⑥ 送話器を置く</p> <p>【受信（聞く）】</p> <p>操作の必要なし (送信しないときは受信状態)</p>	<p>① 電話機と同様 ② 基本的には1CHになっているが、なっていない場合はリセットチャンネルスイッチを1にする ③ 送話器の裏側についているボタン ④ 送信ボタンを押し一秒程度空けてから話す ⑤ ボタンを放さないと相手からの通信が聞こえない ⑥ 送信終了後、送話器を元の位置に戻す</p>
車 載 型 無 線 機	<p>【送信（話す）】</p> <p>① 電源（POW）をONにする。 ② チャンネルを1CHに合わせる</p> <p>③ 送話器又はマイクの送信ボタンを押す ④ 通話する ⑤ 送信ボタンを放す</p> <p>【受信（聞く）】</p> <p>操作の必要なし (送信しないときは受信状態)</p>	<p>① 電源を入れると緑色のランプがつく ② 基本的には1CHになっているが、なっていない場合はリセットチャンネルスイッチを1にする ③ 送話器の裏側又はマイク横についているボタン ④ 送信ボタンを押し一秒程度空けてから話す ⑤ 送信終了後、送話器又はマイクを元の位置に戻す</p>
携 帯 型 無 線 機	<p>【送信（話す）】</p> <p>① 電源（PWR）をONにする。 ② チャンネルを1CHに合わせる</p> <p>③ 無線機の送信ボタンを押す ④ 通話する ⑤ 送信ボタンを放す</p> <p>【受信（聞く）】</p> <p>操作の必要なし (送信しないときは受信状態)</p>	<p>① 電源を入れるとディスプレイが表示される ② 基本的には1CHになっているが、なっていない場合はリセットチャンネルスイッチを1にする ③ 無線機脇についているボタン ④ 送信ボタンを押し一秒程度空けてから話す</p> <p>※ 普段は電源を切り充電器に置いておく</p>

9 避難場所及び避難所に関する資料

資料 32 災害時避難場所施設提供協力協定等機関・団体

協定（覚書）の種別	協定締結先	連絡先
避難場所としての施設利用	湯沢温泉旅館組合	Tel 785-5353
	ハイランドパーク（株）	Tel 784-3326
		Fax 784-3327
	しおざわ農業協同組合	Tel 785-5311
		Fax 784-4065
	株式会社融和開発	Tel 787-6611
		Fax 787-4500
	国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所	Tel 0258-36-4551
Fax 0258-36-4467		
東京電力（株）信濃川電力所 （予定）	Tel	
	Fax	
（株）プリンスホテル	Tel 789-2211	
	Fax 789-2635	
森下組（株）	Tel 784-2357	
	Fax 784-2628	
避難所等施設利用	ハイランドパーク（株）	Tel 784-3326 Fax 784-3327
福祉避難所等施設利用 （災害時要援護者受入れ）	社会福祉法人南魚沼福祉会 （ゆのさと園）	Tel 784-3785 Fax 784-3863

資料 33 避難場所

(1) 市街地火災等発生時の避難場所（屋外）

名称	番号	所在地	管理者	面積(ha)	備考
湯沢町中央公園	1	大字神立地内	一般財団法人湯沢町総合管理公社	20.4	(一部整備中)

(2) 町指定避難場所（屋外）

災害時使用区分の×は使用不可

地区	番号	施避難場所	所在地	管理者	面積(m ²)	冬期間の使用	災害時使用区分		避難予定町内
							地震時	土砂災害時	
三国	1	浅貝町営グラウンド	浅貝地区	苗場旅館組合	10,000	×	○	×	浅貝
	2	苗場スキー場 駐車場	浅貝地区	(株)プリンスホテル	28,400	○	○	○	浅貝
	3	三国小学校グラウンド	二居地区	三国小学校長	6,200	×	○	×	三国地区全町内
	4	かぐらスキー場 田代ステーション 駐車場	二居地区	(株)プリンスホテル	10,400	○	○	×	二居
	5	宿場の湯 駐車場	二居地区	(一財)湯沢町総合管理公社	1,400	○	○	×	二居
三俣	6	三俣小学校グラウンド	三俣地区	三俣小学校長	2,500	×	○	○	三俣地区全町内
	7	街道の湯 駐車場	三俣地区	(一財)湯沢町総合管理公社	2,390	○	○	○	三俣1、2、八木沢、大島
	8	道の駅みつまた	三俣地区	国土交通省湯沢維持出張所 湯沢町	1,492	○	○	○	三俣1、2、八木沢、大島
	9	八木沢児童遊園地	八木沢地区	湯沢町町民課	224	×	○	○	八木沢、大島
神立	10	神立小学校グラウンド	戸沢地区	神立小学校長	5,600	×	○	○	芝原、七谷切、戸沢、平沢、田中
	11	湯沢中学校グラウンド	原新田地区	湯沢中学校長	23,000	×	○	○	神立地区全町内
	12	旧湯沢高校グラウンド	堰場地区	(一財)湯沢町総合管理公社	12,500	×	○	○	堰場、原新田、栄町、小原、宮林、中子
	13	みちしるべ湯沢 (道路情報ターミナル)	戸沢地区	国土交通省湯沢維持出張所	2,200	○	○	○	芝原、七谷切、戸沢、平沢、田中
	14	しおざわ農協湯沢支所 駐車場	原新田地区	しおざわ農協	3,500	○	○	○	原新田、栄町、堰場、小原
	15	原新田公園	原新田地区	湯沢町地域整備課	1,000	×	○	○	原新田、栄町
	16	湯沢カルチャーセンター 水芭蕉駐車場	宮林地区	(一財)湯沢町総合管理公社	1,500	×	○	○	宮林
土樽	17	土樽小学校グラウンド	萩原地区	土樽小学校長	9,600	×	○	○	土樽地区全町内
	18	体験工房大源太 駐車場	旭原地区	滝ノ又生産組合	2,000	○	○	×	旭原
	19	湯沢町農山村 総合開発センター 駐車場	中里地区	湯沢町産業観光課	700	○	○	×	古野一、古野二、中里

地区	番号	施避難場所	所在地	管理者	面積 (㎡)	冬期間 の使用	災害使用区分		避難予定町内
							地震 時	土砂 災害時	
土樽	20	土樽保育園 駐車場	萩原地区	湯沢町 町民課	550	○	○	○	添名、原、萩原、 中里
	21	岩の湯 駐車場	中里地区	(一財)湯沢町総 合管理公社	1,540	○	○	○	中子、中里、古 野二
	22	中里パーキングパーク	古野二地区	中里パーキング パーク管理組合	3,000	×	○	○	古野二
	23	古野中里中央児童遊園地	古野一地区	湯沢町 町民課	1,612	×	○	×	古野一、古野二、 中里
	24	松川児童遊園地	松川地区	湯沢町 町民課	909	×	○	○	松川
	25	土樽自然公園	土樽地区	湯沢町 地域整備課	5,000	×	○	×	土樽
	26	滝ノ又児童遊園地	滝ノ又地区	湯沢町 町民課	1,812	×	○	○	滝ノ又
	27	加山キャブテンコース ト 駐車場	谷後地区	(株)融和開発	13,000	×	○	○	谷後
28	旭原児童遊園地	旭原地区	湯沢町 町民課	2,036	×	○	○	旭原	
湯沢	29	湯沢小学校グラウンド	楽町地区	湯沢小学校長	6,400	×	○	○	湯沢地区全町内
	30	湯沢町公民館 駐車場	上中地区	湯沢町 教育課	1,500	○	○	○	上中、駅通、谷 地、一之町、石 白
	31	老人憩いの家 やすらぎ 荘 駐車場	湯元地区	湯沢町 健康福祉課	250	○	×	○	湯元、布場
	32	湯沢高原ロープウェイ 駐車場	滝沢地区	ハイランドパーク(株)	4,000	×	○	×	布場、滝沢、西 中
	33	雪国館 駐車場	西中地区	湯沢町 教育課	550	○	○	×	滝沢、西中、西 山
	34	東京電力(株)湯沢発電 所グラウンド及び駐車場	愛宕地区	東京電力(株) 信濃川電力所	3,900	△ (駐車場の のみ)	○	×	愛宕、諏訪
	35	大石田公園	愛宕地区 諏訪地区	湯沢町 地域整備課	2,110	×	○	×	幅下、下中、諏 訪
	36	駒子の湯 駐車場	幅下地区 諏訪地区	(一財)湯沢町総 合管理公社	1,128	○	○	×	幅下、下中、諏 訪、楽町
	37	湯沢保育園 駐車場	楽町町内	湯沢町 町民課	800	△	○	×	下中、楽町
	38	地藏堂公園	上中地区	湯沢町 地域整備課	800	×	○	×	上中、駅通、谷 地
	39	駅前公園	駅通地区	湯沢町 地域整備課	1,100	×	○	○	駅通、一之町
	40	奈良山公園	一之町地区	湯沢町 地域整備課	1,100	×	○	○	一之町
	41	石白児童遊園地	石白地区	湯沢町 町民課	250	×	○	○	石白
	42	中央保育園グラウンド	一之町地区	湯沢町 町民課	1,000	×	○	○	一之町、石白
	43	上熊野旧貯木場	上熊野地区	森下組(株)	4,000	×	○	○	上熊野、下熊野

*避難場所は、1.0㎡当り1人として考える。(新潟県地域防災計画より)

資料 34 避難所

(1) 町指定避難所（屋内）

災害時使用区分の×は使用不可

町内	番号	避難所	所在地	電話 ファックス	避難所		受入 人数	孤 立 集 落	耐 震 基 準	災害使用区 分		地元 鍵管理者
					使用 施設名	使用 面積				地 震 時	土 砂 災 害 時	
三国	1	三国小学校	三国 483	789-2008 789-5243	体育館 校舎	450 480	250 200	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
	2	公民館浅貝分館	三国 152-1	789-2014	体育館等	570	280	○	○	○	○	浅貝町内 会長
	3	宿場の湯	三国 537	789-5855 789-5877	休息室、 ラウンジ	120	70	○	○	○	×	
三俣	4	三俣小学校	三俣 986	788-9114 788-9083	体育館 校舎	400 270	240 120	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	ゆのうち 788-9180
神立	5	神立小学校	神立 2548	784-3617 785-7161	体育館 校舎	420 700	250 400		×	○	○	白井酒店 784-2636
	6	湯沢中学校	神立 1580	784-3444 784-3445	第2体育館	900	420		○	○	○	南洋教室 780-6471
	7	芝原・荒戸地区 生活改善センター	神立 3951-1		部屋2	58	35		○	○	×	芝原町内 会長
	8	七谷切地区 生活改善センター	神立 1473-4		部屋2	41	25		○	○	○	七谷切町 内会長
	9	原新田 ふれあい会館	神立 1323		和室1・ ホール	100	60		○	○	×	原新田町 内会長
土樽	10	土樽小学校	土樽 5674	787-3004 787-3190	体育館 校舎	400	270		○ ×	○	○	萩野屋酒 店 787-3161
	11	体験工房大源太	土樽 6399-1	787-1121 787-1122	ロビー、体験 部屋他	200	120	○	○	○	○	滝ノ又生産 組合
	12	湯沢町農山村 総合開発センター	土樽 6105	787-3002 -	和室3・体 育室他	375	220		×	○	×	古野一、古 野二、中里 町内会長
	13	松川地区 生活改善センター	土樽 3299-1		部屋2	63	38	○	○	○	○	松川町内 会長
	14	滝ノ又会館	土樽 1814		和室2・ ホール	120	70	○	○	○	○	滝ノ又町内 会長
	15	谷後開発センター	土樽 2840		和室2・ ホール	100	60	○	○	○	○	谷後町内 会長
	16	土樽集落開発セン ター	土樽 3874-1		和室4	200	100	○	×	×	○	土樽町内 会長
湯沢	17	湯沢小学校	湯沢 290	784-2069 785-6827	体育館 校舎	620 1,400	350 750		×	×	○	湯沢町公 民館 784-2460
	18	湯沢町公民館	湯沢 2822	784-2460 784-3737	ホール、部屋 6	800	400		○	○	○	
	19	老人憩いの家 やすらぎ荘	湯沢 901	784-2768	部屋2他	100	60		×	×	○	湯元町内 会長
	20	湯沢高原 ロープウェイ	湯沢 490	784-3326 784-3327	休憩室他	120	50		○	○	×	
	21	堀切集会所	湯沢 1277		和室1	24	14	○	○	○	×	堀切町内 会長

* 避難所使用施設名、使用面積、受入人数の上段は学校等開放部、下段は開放部以外となります。

* 避難所は、3.3㎡当り2人でとして考える。（新潟県地域防災計画より）

(2) 福祉避難所

町内	番号	福祉避難所	所在地	電話 ファックス	受入可 能 人数	耐震 基準	災害使用区分		対象者
							地震時	土砂 災害時	
三国	1	浅貝保育園	三国 137-子	789-2110 789-2110	30	○	○	×	高齢者・乳幼児
神立	2	神立保育園	神立 2542-1	784-3616 784-3616	90	○	○	○	高齢者・乳幼児
	3	ゆのさと園	神立 1647-275	784-3785 785-3863	40	○	○	○	要介護認定者 重度障害者
土樽	4	土樽保育園	土樽 433	787-3257 787-3257	90	○	○	○	高齢者・乳幼児
湯沢	5	湯沢保育園	湯沢 1590	784-2502 784-2502	90	×	○	○	高齢者・乳幼児
	6	中央保育園	湯沢 1831	784-2071 784-2071	120	○	○	○	高齢者・乳幼児
	7	湯沢町 デイサービス センター	湯沢 2877-1	784-2261 785-6661	20	○	○	○	要介護高齢者 身体障害者

*福祉避難所は、人が横になるスペース及び保護者のスペースを考慮し、3㎡あたり1人とする。

資料 35 ヘリポート適地等一覧表

(1) 新潟県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場指定施設

地区	番号	施設名	所在地	施設管理者	連絡先 電話番号
三国	1	苗場プリンスホテル内駐車場	大字三国 202-9 内	(株)プリンスホテル	789-4111
土樽	2	湯沢中央公園陸上競技場	大字土樽 151 - 257 内	町地域整備課 都市施設公社	784-4852 784-1511
	3	旧ノリタ光学跡地	大字土樽 151 - 64 内	町総務課	784-3451

(2) 湯沢町ヘリポート適地

地区	番号	施設名	幅×長さ	駐機 スペース	所在地	孤立 集落	施設管理者	連絡先 電話番号
三国	1	浅貝地区町営グラウンド	80×90	中～大型機	浅貝地区	○	苗場旅館組合	789-2706
	2	三国小学校グラウンド	60×90	中～大型機	二居地区	○	三国小学校長	789-2008
	3	田代スキー場駐車場	50×100	大型機	二居地区	○	(株)プリンスホテル	789-4111
三俣	4	かぐら・みつまたスキー場駐車場	100×100	大型機	三俣地区	○	(株)プリンスホテル	789-4111
	5	八木沢グラウンド	100×160	大型機	八木沢地区	○	かぐら・みつまた観光協会 八木沢地区	788-9006
	6	旧鶴鶴の湯前空き地	40×60	中～大型機	大島地区	○	森下あつ子	
神立	7	神立小学校グラウンド	50×80	中～大型機	戸沢地区		神立小学校長	784-3617
	8	湯沢中学校グラウンド	100×200	大型機	原新田地区		湯沢中学校長	784-3444
	9	湯沢神立モーターランド	50×100	大型機	芝原地区	○	森下企業(株)	784-3371
	10	湯沢カルチャーセンター 水芭蕉駐車場	30×40	小型機	宮林地区		湯沢町総合管理 グループ	784-1511
土樽	11	瑞祥庵前グラウンド	80×160	大型機	中里地区		中里スポーツランド 瑞祥庵	787-4121 787-3026
	12	中里スキー場駐車場	60×140	大型機	古野一地区		(株)スマイルスキーリゾート	787-3301
	13	松川設備前ルーデンス リゾート駐車場	30×30	小型機	松川地区	○	(株)ルーデンスリゾート	787-3100
	14	土樽自然公園駐車場	20×30	小型機	土樽地区	○	湯沢町産業観光課	784-4850
	15	岩原高原 栄屋グラウンド	60×100	大型機	岩原高原地区		(有)栄屋	787-3237
	16	湯沢パークホテル駐車場 (ソリマ)	50×70	中～大型機	小坂地区		サクセスリゾート(株)	787-4111
	17	加山キャプテンコースト スキー場駐車場	50×60	中～大型機	谷後地区	○	(株)融和開発	787-6611
湯沢	18	東京電力(株)湯沢発電所 グラウンド	50×50	中～大型機	愛宕地区		東京電力(株) 信濃川電力所	0258- 83-3110
	19	湯沢カルチャーセンター 水芭蕉駐車場	45×35	ドクターヘリ (冬期間)	湯沢町全域		湯沢町総合管理グループ	784-1511

資料 36 指定緊急輸送道路一覽

機能区分	道路種別	番号	路線名	起 点	終 点	指定路線延長 (m)
第 1 次	高速自動車国道	1-1	関越自動車道	南魚沼市境	群馬県境	18,900
	一般国道	1-2	国道 17 号線	南魚沼市境	群馬県境	29,500
第 2 次	一般県道	2-1	神立湯沢線	湯沢町神立 (国道 17 号)	湯沢町湯沢 (国道 17 号)	4,300
		2-2	湯沢温泉線	湯沢町湯沢上熊野	湯沢町湯沢 (国道 17 号)	1,700
		2-3	越後湯沢 (T) 岩原線	湯沢町湯沢 (越後湯沢駅前)	湯沢町湯沢 (国道 17 号)	430
		2-4	国道 353 号線	湯沢町三国 (国道 17 号)	湯沢町三国 (湯の沢線交差部)	340
	町 道	2-5	主水中島川原線	大字湯沢字主水	大字湯沢字主水	260
		2-6	主水奈良山線	大字湯沢 (県道神立湯沢線交差)	大字湯沢字主水	280
		2-7	城平線	大字湯沢字熊野	大字神立字神立内山	1,018
		2-8	中央線	大字湯沢字東町裏	大字神立字小原	1,683
		2-9	東山線	大字神立字神立内山 (城平線交差)	大字神立字野首 (大野原線交差)	210
		2-10	大野原線	大字神立字野首	大字神立字大野原 (大野原橋)	1,000
		2-11	原新田小坂線	大字神立字薬師堂	大字土樽 (陸上競技場入口)	780
		2-12	松川中子川原線	大字土樽字下中子 (旧ノリタ跡地)	大字土樽字下中子	540
		2-13	宮林 1 号線	大字神立字宮林 (国道 17 号)	大字神立字小原	130
		2-14	戸沢 1 号線	大字神立字下戸沢 (国道 17 号)	大字神立字袖山	480
		2-15	戸沢 2 号線	大字神立字下戸沢	大字神立字下戸沢	77
		2-16	宇津野線	大字神立字宇津野	大字神立字七谷切	322
		2-17	荒戸・芝原線	大字神立字荒戸	大字神立字芝原	1,039
		2-18	芝原・三俣線	大字三俣字八木沢 (八木沢 3 号線交差)	大字三俣字瀬戸川原	1,980
		2-19	八木沢 3 号線	大字三俣字八木沢	大字三俣字八木沢	49
		2-20	三俣小学校線	大字三俣字瀬戸川原	大字三俣字瀬戸川原	78
		2-21	三俣中央線	大字三俣字瀬戸川原	大字三俣字瀬戸川原	144
		2-22	二居線	大字三国字西ノ原	大字三国字蟹沢	583
		2-23	二居 2 号線	大字三国字西ノ原	大字三国字西ノ原	15
		2-24	土場山・竹の洞線	大字三国字中之原	大字三国字中之原 (R 17 交差)	360
		2-25	赤湯線	大字三国字中之原	大字三国字中之原	90
		2-26	湯の沢線	大字三国字下よりへ	大字三国字下よりへ	219
第 3 次	一般県道	3-1	越後湯沢 (T) 岩原線	湯沢町神立 (国道 17 号)	大字土樽字幅下 (3-1 器具庫前)	4,700
		3-2	越後中里 (T) 線	湯沢町土樽上中子	湯沢町土樽 (越後中里駅前)	1,600
		3-3	万条新田越後中里 (T) 線	湯沢町土樽滝ノ又 (3-4 車庫前)	湯沢町土樽 (越後中里駅前)	3,070

機能区分	道路種別	番号	路線名	起 点	終 点	指定路線延長 (m)
第3次	一般県道	3-4	向原越後中里(T)線	湯沢町土樽旭原(3-6 器具庫前)	湯沢町土樽(越後中里駅前)	6,340
		3-5	土樽越後中里(T)線	湯沢町土樽(3-9 車庫前)	湯沢町土樽(越後中里駅前)	2,720
	町 道	3-6	堀切1号線	大字湯沢字蒔沢	大字湯沢字蒔沢	334
		3-7	堀切2号線	大字湯沢字蒔沢	大字湯沢字蒔沢	50
		3-8	湯元線	大字湯沢字川原	大字湯沢字宮浦	571
		3-9	湯元2号線	大字湯沢字宮浦	大字湯沢字宮浦	110
		3-10	布場・幅下線	大字湯沢字幅下	大字湯沢字石畑	442
		3-11	幅下線	大字湯沢字中島川原	大字湯沢字川原	153
		3-12	川原2号線	大字湯沢字川原(1-3 車庫前)	大字湯沢字川原	20
		3-13	清水2号線	大字湯沢字中島川原	大字湯沢字川原	189
		3-14	清水3号線	大字湯沢字清水田	大字湯沢字川原	193
		3-15	主水楽町線	大字湯沢字主水	大字湯沢字中島川原(R17 交差)	850
		3-16	南滝沢線	大字湯沢字滝沢	大字湯沢字滝沢	203
		3-17	区画街路1号線	湯沢2丁目6番地	湯沢2丁目2番地	138
		3-18	区画街路3号線	湯沢3丁目7番地	湯沢3丁目6番地	102
		3-19	豹尾沢1号線	大字湯沢字町並	大字湯沢字中島川原(R17 交差)	70
		3-20	東町裏1号線	大字湯沢字東町裏	大字湯沢字東町裏	120
		3-21	東山線	大字湯沢字大川原	大字神立字奈良山(城平線交差)	690
		3-22	石白1号線	大字湯沢字石白	大字湯沢字石白(石白2号線交差)	30
		3-23	石白2号線	大字湯沢字石白	大字湯沢字石白	198
		3-24	石白3号線	大字湯沢字石白	大字湯沢字石白	52
		3-25	主水奈良山線	湯沢五丁目(県道神立湯沢線交差)	大字神立字奈良山(R17 交差)	250
		3-26	城平1号線	大字湯沢字石白	大字湯沢字石白	190
		3-27	城平2号線	大字神立字石白	大字湯沢字石白	254
		3-28	石白8号線	大字湯沢字石白	大字湯沢字石白	107
		3-29	石白9号線	大字神立字石白	大字神立字石白	105
		3-30	穴沢1号線	大字神立字宮林	大字神立字宮林	275
		3-31	石白11号線	大字神立字宮林	大字神立字宮林(R17 交差)	40
		3-32	宮林1号線	大字神立字宮林	大字神立字宮林(R17 交差)	90
		3-33	大野原線	大字神立字大野原(大野原橋)	大字神立(ゆのさと園前)	210
		3-34	南田中線	大字神立字薬師堂	大字神立字荒谷	663
		3-35	田中・平沢線	大字神立字平沢	大字神立字薬師堂	611
		3-36	戸沢1号線	大字神立字上戸沢(R17 交差)	大字神立字上戸沢(2-2 器具庫前)	80

機能区分	道路種別	番号	路線名	起 点	終 点	指定路線延長 (m)
		3-37	芝原1号線	大字神立字芝原(2-2 器具庫前)	大字神立字芝原	80
第3次	町 道	3-38	松川中子川原線	大字土樽字中子(県道交差部)	大字土樽字下中子(旧ノリタ跡地)	260
		3-39	原新田小坂線	大字土樽(陸上競技場入口)	大字土樽字中子(県道交差部)	480
		3-40	岩原線	大字土樽字中子	大字土樽(岩原駅-場前駅)	160
		3-41	小坂線	大字土樽字落口	大字土樽字堤ノ下	802
		3-42	谷後線	大字土樽字前幅	大字土樽(谷後1号線交差部)	730
		3-43	谷後1号線	大字土樽字前幅	大字土樽(谷後線交差部)	40
		3-44	中里駅前線	大字土樽字関下	大字土樽字関下(中里駅前)	494
		3-45	中里寺前線	大字土樽字関下	大字土樽(中里集落開発センター前)	140
		3-46	堰場松川線	大字土樽(松川1号線交差部)	大字土樽字居尻沢	850
		3-47	松川1号線	大字土樽(堰場松川線交差部)	大字土樽(3-8 車庫前)	30
		3-48	苗場線	大字三俣字八木沢	大字三俣(大島線交差部)	380
		3-49	大島線	大字三俣字大島	大字三俣字大島(4-2 器具庫前)	10
		3-50	浅貝・向山線	大字三国字西裏	大字三国字トノヱ	141

資料 37 湯沢町避難所開設運営マニュアル

湯沢町避難所開設運営マニュアル

○ 避難所開設の方針

災害発生時において、当該地域への避難情報（準備・勧告・指示）発令後、原則として町が避難所の開設・運営を行います。施設管理者、町内会長等、自主防災組織の代表者等も積極的に協力し合い、円滑かつ適切な避難所運営を行います。

このマニュアルは、避難所開設後からおおむね24時間以内の初動期における避難所の開設運営業務を定めています。

○ 避難所開設の流れ

1. 避難所施設の錠の用意



2. 避難所の開設準備

- (1) 開設方針の確認
- (2) 開設準備への協力要請
- (3) 施設の安全確認
- (4) 避難所運用用設備等の確認
- (5) 避難者の安全確保
- (6) 避難所利用範囲等の確認
- (7) 利用施設内の整理・清掃
- (8) 機材・物資の確認
- (9) 受付の設置
- (10) 避難所看板設置



3. 避難者の受入れ

- (1) 受付
- (2) 避難所内の割当て・誘導
- (3) ルール等の周知



4. 湯沢町災害対策本部への報告（第1報）



5. 災害時要援護者の移動

- (1) 負傷者等の医療機関への搬送
- (2) 福祉施設等への入所誘導
- (3) 福祉避難所の開設要請、誘導



6. 避難所の運営

- (1) 災害対策本部への定時報告
- (2) 非常用照明設備及び暖房器具等の設置及び使用
- (3) 物資、食料の要請、受入れ、配布及び管理
- (4) 避難所の衛生管理
- (5) 取材への対応
- (6) 郵便物の受取り
- (7) 避難者の状況確認

1. 避難所施設の錠の用意

避難所の錠所有者は、以下の表のとおり。

なお、避難所に行く場合や避難所開設にあたる担当者は、必ず防災行政無線を持参すること。

避難所の錠の所有者連絡先等一覧

地区	避難所名	錠所有者	
		氏名	連絡先
三国	三国小学校	三国小学校校長	789 - 2008
		苗場観光協会	789 - 2121
	公民館浅貝分館	浅貝町内会長	
		湯沢町公民館	784 - 2460
宿場の湯	湯沢町総合管理グループ	784-1511	
三俣	三俣小学校	三俣小学校校長	788-9114
		ゆのうち（学校開放部）	788-9180
神立	神立小学校	神立小学校校長	784-3617
		湯沢町公民館（学校開放部）	784-2636
	湯沢中学校	湯沢中学校校長	784-2069
		南洋教室（学校開放部）	780-6471
	芝原・荒戸地区生活改善センター	芝原町内会長	
	七谷切地区生活改善センター	七谷切町内会長	
原新田ふれあい会館	原新田町内会		
土樽	土樽小学校	土樽小学校校長	787-3004
		萩野屋酒店（学校開放部）	787-3161
	体験工房大源太	滝ノ又生産組合	787-1121
		町産業観光課	784-4850
	湯沢町農山村 総合開発センター	古野一町内会長	
		古野二町内会長	
		中里町内会長	
	松川地区生活改善センター	松川町内会長	
滝ノ又会館	滝ノ又町内会長		
谷後開発センター	谷後町内会長		
土樽集落開発センター	土樽町内会長		
湯沢	湯沢小学校	湯沢小学校校長	784-2069
		湯沢町公民館（学校開放部）	784-2460
	湯沢町公民館	湯沢町公民館職員全員	
	老人憩いの家 やすらぎ荘	湯元町内会長	
		町健康福祉課	784-4560
	湯沢高原ロープウェイ	スノリゾートサービス(株)	784-3326
堀切集会所	堀切町内会長		

2. 避難所の開設準備

施設管理者、町内会長等、自主防災組織の代表者等から協力者を募り【開設準備チェックリスト】により実施項目に漏れがないか確認をしながら手分けして開設準備を行う。

【開設準備チェックリスト】

チェック	チェック項目	チェック内容
<input type="checkbox"/>	(1) 開設方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> 本部から開設の指示が出たか。 避難勧告等が出ているか。
<input type="checkbox"/>	(2) 開設準備への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 避難者に対して当面の運営協力を求める。
<input type="checkbox"/>	(3) 施設の安全確認 ※一見して施設が危険であると判断できる場合は、直ちに災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 建物が危険でないか点検する。 【様式1：建物被災状況チェックシート】 火災や土砂災害等の二次災害の恐れがないか、建物周辺の状況を確認し、防止措置を実施する。 落下、転倒しそうなものがあれば撤去する。 ガス漏れがないか確認する。 危険箇所に張り紙をしたり、ロープを張る。 ライフライン、便所、冷暖房機器の使用可否を点検する。 安全性に不安があるときは、災害対策本部に連絡する。
<input type="checkbox"/>	(4) 避難所運営用設備等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認後、設備（電話、パソコン、放送設備）等の使用可否を確認する。
<input type="checkbox"/>	(5) 避難者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 開設準備中は、グラウンド等での待機を呼びかける。雨天時・厳寒期は、改めて場所割をすることを前提に施設内へ誘導する。（ただし、施設の安全確認後とする。） 自家用車は原則乗り入れを禁止する。
<input type="checkbox"/>	(6) 避難所利用範囲等の確認 ※利用の可否を確認し、避難所として利用しがたい場合は、直ちに災害対策本部に連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認後、避難所の利用範囲を確認し、施設名・注意事項等の張り紙をする。 管理運営、救助活動、避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。 使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。 【様式2：避難所の開放スペース等】
<input type="checkbox"/>	(7) 利用施設の整理・整頓	<ul style="list-style-type: none"> 破損物等の片付け、清掃
<input type="checkbox"/>	(8) ペット飼育場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ペットの飼育スペースを室内飼育動物と室外飼育動物ごとそれぞれ確保する。
<input type="checkbox"/>	(9) 資機材物資の確認	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物、運営用備品確認（不足物品の要請依頼） * 停電時はバルーン投光機・発電機・コードリールを用意する。（災害対策本部に確認） * 冬期間は暖房設備が必要となるため、施設に配備してあるものを使用できるか確認し、不足分や燃料は災害対策本部に要請する。
<input type="checkbox"/>	(10) 受付の設置	<ul style="list-style-type: none"> 受付の設置場所【場所： 長机・いす・筆記用具の準備 避難者名簿の準備 受付付近に避難所利用範囲、トイレ等施設利用ルールを明示する。
<input type="checkbox"/>	(11) 避難所看板の設置	<ul style="list-style-type: none"> 設置扉付近に避難所表示看板を設置する。

3. 避難者の受入れ

施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整ったときは、【受付時チェックリスト】により、災害時要援護者を優先して避難所への誘導を行う。

チェック	チェック項目	チェック内容
<input type="checkbox"/>	(1) 受付 ※多数が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ないが、出来るだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> ・【様式3：避難者名簿（世帯単位）】を世帯単位で記入してもらう。（高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う。） ・ペットを連れてきた避難者は、指定飼育場所に預けるよう話をし、【様式13：ペット飼育者名簿】に記入してもらう。
<input type="checkbox"/>	(2) 避難所内の割当て・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・早い者勝ちではないことを周知する。 ・出来るだけ地域ごとにまとまるように誘導する。
<input type="checkbox"/>	(3) ルール等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降順次見直す。 《参考資料1：施設利用ルール例》

《参考資料1：施設利用ルール例》

〇〇避難所でのルール

この避難所のルールは次のとおりです。

- この避難所の運営は、町避難所担当職員が主に行いますが、施設管理者、町内会長、自主防災組織の代表者も積極的に協力し合い、円滑かつ適切な避難所運営を行います。
- 避難所は、被災家屋の電気、水道などライフラインが復旧し、安全が確保されたころを目処に閉鎖します。
- 避難所は、家族単位で避難者名簿に登録する必要があります。
 - ・避難所を退所するときは、町避難所担当職員に転出先を連絡してください。
 - ・ペットは避難所の指定飼育場所に預け、原則避難所施設内に入れることは禁止します。
- 職員室、保健室、調理室など施設の管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には避難できません。
 - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - ・避難所では、利用する場所の移動を定期的に行います。
- 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは配付しません。
 - ・食料・物資は避難者名簿を基に避難者の組みごとに配布します。
 - ・食料・物資の配付は、避難所以外の近隣で被災した人にも行う場合があります。
 - ・ミルク・おむつなど特別な要望は、町避難所担当職員が対処しますので、申出てください。
- 消灯は夜___時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために点灯したままとします。
- 館内放送は、緊急時を除き、夜___時で終了します。
- 電話は、午前___時から午後___時まで、受信のみ行います。
 - ・避難者への連絡は、緊急連絡の場合、放送により呼び出し、連絡内容を伝えます。その他の場合は、伝言板に連絡内容を張り出します。
 - ・公衆電話がある場合は、緊急時のみの使用に限らせていただきます。
- トイレの清掃は、朝___時、午後___時、午後___時に避難者が交代で行うこととします。
 - ・清掃時間は館内放送で行います。
 - ・水洗いトイレは大便のみバケツの水で流してください。
- 飲酒・喫煙は所定の場所以外では禁止します。また裸火の使用は禁止します。

4. 湯沢町災害対策本部への報告（第1報）

避難所を開設したら、【様式4：避難所状況報告書（第1報）】により速やかに町災害対策本部へ避難所開設の報告をします。

FAX（ ー ）、電子メールが（アドレス ）が使えない場合は、防災行政無線にて報告すること。

5. 災害時要援護者の移動

(1) 負傷者等の医療機関への搬送

負傷者等が出た場合は、消防署（119）又は災害対策本部に連絡を取り、救急車等を要請し、医療機関へ搬送する。

(2) 福祉施設等への入所誘導

通常の避難所での生活が厳しいと判断される要介護高齢者、障害者が避難してきた場合は、災害対策本部の指示により福祉施設への移動を勧める。

(3) 福祉避難所の開設要請、誘導

福祉施設への入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者が避難してきた場合は、災害対策本部に福祉施設の開設を要請し、福祉避難所が開設された際は、施設への移動を勧める。

6. 避難所の運営

(1) 災害対策本部への定時報告

報告は、【様式5：避難所状況報告書（定時報告）】により、午前7時から午後9時までの間、おおむね1時間ごと又は災害対策本部が指示する時間に行う。

(2) 非常用照明設備及び暖房器具の設置及び使用

災害時は、ライフラインが寸断され電気等が使用出来ない又は出来なくなる恐れがあることから、避難所の灯りを確保するため、役場で装備している投光機や発電機を使用する。

また、冬期間の避難所は非常に寒いので避難所にある暖房器具や役場で装備している暖房器具、フロア用敷きシート（マルディーシート）を使い防寒対策を行う。（燃料が必要な場合は、災害対策本部に要請する。）

(3) 物資、食料の要請、受入れ、配布及び管理

ア. 物資、食料の要請

・物資の要請は、【様式6：物資依頼伝票】により、必要に応じ行うこととする。（急ぎの物以外は、なるべくまとめて1日1回程度の要請とする。）

・食料の要請は、必要な日の前日午後4時までに【様式7：食料依頼伝票】により行う。

イ. 物資、食料の受入れ

・受入れは、災害対策本部に要請した物資依頼伝票及び食料依頼伝票の内容とつぎ合わせながら【様式8：物資、食料受入簿】に受入れた物資、食料を記載する。また、施設管理者と協力し、物資、食料の受入れのための荷降ろし場所、保管場所等を確保する。

ウ. 物資、食料の配布

・物資、食料が避難者の数に足りない場合は、お年寄り、子ども、妊婦などの避難者へ優先的に配布する。

・配布に当たっては、混乱が予想される場合には避難者の代表者を通じて、在庫がある場合には配布窓口を通じてなど、配布状況に応じて適切な方法により配布を行う。

エ. 物資、食料の管理

・物資の管理は、【様式9：物資管理簿】により物資の種類と数量などを記入し、在庫管理を行う。

・物資は、物資の種類や配布方法ごとに整理し保管する。

・食料の保管は、食品の種類や保存方法、消費期限ごとに整理して保管する。

・夏場や梅雨の時期には、物資、食料のカビの発生や害虫、ねずみの被害に注意し、保管場所の衛生管理にも注意する。

(4) 避難所の衛生管理

ア. トイレ関係

・トイレの確保を最優先に行う。

- ・災害直後は、断水状態のトイレを確認し、被害状況により役場で装備している簡易型組立て式トイレ（水不要）を装着して使用する。被害が大きい場合は、使用禁止とする。
- ・トイレが使用出来ない場合は、仮設トイレの設置を災害対策本部に要請します。

イ. ごみ関係

- ・ごみの処理について周知します。ごみは分別を原則とし、ごみ集積所をごみの分別ごとに設置する。
- ・ごみの集積場は施設管理者と協議し、直射日光の当たらない場所に設置する。

ウ. 風呂関係

- ・仮設風呂、シャワーの施設がない場合は、災害対策本部を通じて入浴可能な施設を手配する。

(5) 取材への対応

取材の申し込みがあった場合は、災害対策本部に連絡し、許可が出たら【様式 10：取材用受付簿】に記載させ、取材に応じる。

(6) 郵便物の受取り

- ・郵便配送業者から避難者の郵便物を受取る場合は、原則町担当職員が受取ることとし、【様式 11：郵便物受取帳】に記載する。
- ・町担当職員から避難者への郵便物の受渡しは、各世帯の代表者が取りに来ることとする。
- ・郵便配送業者から本人に直接手渡す必要がある郵便物は、放送設備等で本人を呼ぶこととする。

(7) 避難者の状況確認

- ・町の担当者は、常に避難者の状況を把握することに努め、避難者が避難所から外泊する場合は、【様式 12：外泊届用紙】に記載させる。
- ・避難者が家に戻るなど、避難所を退出する場合は、【様式 3：避難者名簿】の退出年月日欄に記載させる。
- ・日本語が話せない外国人などの避難者がいる場合は、通訳が出来る避難者がいないか把握し、協力を依頼する。いない場合は、通訳ボランティアを災害対策本部へ要請する。

(1) 様式 1 建物被災チェックシート

木造建築物

- 一見して危険と判断できる場合は、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

(手順)

1. 町避難所担当職員や施設管理者など最低2名以上で、危険箇所を注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
2. 危険と認められる場所については、張り紙をするなどして立入禁止とします。
3. このチェックシートの質問事項に関らず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名 _____
点検実施日時 月 日 時 分 _____
点検実施者名 _____

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1. 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、 液状化などが生じていますか？	I いいえ II 生じている III ひどく生じている
2. 建物の足元（基礎）が壊れましたか？	I いいえ II 壊れたところがある III ひどく壊れている
3. 建物が傾斜しましたか？	I いいえ II 傾斜したような感じがする III 明らかに傾斜している
4. 床が壊れましたか？	I いいえ II 少し傾いた、下がった III 大きく傾いた、下がった
5. 柱が折れましたか？	I いいえ II 割れを生じたものがある III 完全に割れたものがある
6. 内部の壁が壊れましたか？	I いいえ II ひび割れや、目透きが生じている III 壁土が落ちたる、ボードがはらんだりしている
7. 外壁のモルタルが落下しましたか？	I いいえ II 落下しかけている、又は落下している (IIIの回答はありません)
8. 屋根瓦が落下しましたか？	I いいえ II ずれている III 落下している
9. 建具やドアが壊れましたか？	I いいえ II 建具・ドアが動きにくい III 建具・ドアが動かない
10. ガラスが割れましたか？	I いいえ II 割れている (IIIの回答はありません)
11. 天井・照明器具が落下しましたか？	I いいえ II 落下しかけている III 落下している

12. その他、目についた被害を記入してください。

(例：塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れているなど)

(手順)

- 4. 質問の 1 ～ 11 を集計します。
- 5. 必要な対応を取ります。

I	II	III

- ◎ III の答えが一つでもある場合は『危険』です。
施設内には立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。
- ◎ 質問の 1 ～ 8 に II の答えがある場合は、『要注意』です。
施設内には立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、他専門家による応急的な補強を行う等必要な措置を講じます。
- ◎ I のみの場合
危険箇所に注意し、施設を使用します。

なお、このチェックシートによる判断は、あくまでも臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

- 一見して危険と判断できる場合は、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

(手順)

1. 町避難所担当職員や施設管理者など最低2名以上で、危険箇所を注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
2. 危険と認められる場所については、張り紙をするなどして立入禁止とします。
3. このチェックシートの質問事項に関らず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名 _____

点検実施日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1. 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化などが生じていますか？	I いいえ II 生じている III ひどく生じている
2. 建物が沈下しましたか？あるいは建物周囲の地盤が沈下しましたか？ (建物周囲で土と接している部分を確認下さい)	I いいえ II 10 cm以上沈下している III 20 cm以上沈下している
3. 建物が傾斜しましたか？ (傾斜は、建物正面からと側面からも見てください。)	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜している
4. 床が壊れましたか？	I いいえ II 少し傾いた、下がった III 大きく傾いた、下がった
5. 柱が折れましたか？	I いいえ II コンクリートがはがれている、大きなひびが入っている、中の鉄筋が見えている III 柱がつぶれている
6. 壁が壊れましたか？	I いいえ II コンクリートがはがれている、大きなひびが入っている、中の鉄筋が見えている III 壁くずれている
7. 外壁のタイル・モルタル、看板などが落下しましたか？	I いいえ II 落下しそう(何が:) 落下している(何が:) (IIIの回答はありません)
8. 天井・照明器具が落下しましたか？	I いいえ II 落下しそう(何が:) 落下している(何が:) (IIIの回答はありません)
9. ドアや窓が壊れましたか？	I いいえ II ガラスが割れた、建具・ドアが動きにくい、建具・ドアが動かない (IIIの回答はありません)
10. その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れているなど)	

(手順)

4. 質問の 1～9 を集計します。
5. 必要な対応を取ります。

I	II	III

◎ III の答えが一つでもある場合は『危険』です。

施設内には立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ 質問の 1～7 に II の答えがある場合は、『要注意』です。

施設内には立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、他専門家による応急的な補強を行う等必要な措置を講じます。

◎ I のみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

なお、このチェックシートによる判断は、あくまでも臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

(2) 様式2 避難所の開放スペース等

分類	施設（部屋）名
◎第一次避難スペース ・福祉避難所	場所名：..... 場所名：.....
・第二次避難スペース	場所名：.....
《避難所運営用》 ◎受付所 ◎事務室 ・運営本部室 ◎広報場所 ・会議場所 ・仮眠所（避難所運営者用）	場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：.....
《避難活動用》 ◎救護室 ・物資等の保管室（夜間管理等） ・物資等の配付場所 ・特設公衆電話の設置場所 ・相談所	場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：.....
《避難生活用》 ◎更衣室（兼授乳場所） ・休憩所 ・調理場（電気調理器具用） ・遊技場、勉強場所	場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：.....
《屋外》 ・仮設トイレ ・ゴミ集積場 ・喫煙場所 ・物資等の荷下ろし場・配布場所 ・炊事・炊出し場所 ・仮設入浴場 ・洗濯・物干し場 ・駐輪・駐車場（原則として自動車の乗入れは認めない。）	場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：..... 場所名：.....
《利用しない施設（部屋）》 場所名：.....	
《予備スペース》 ・急急遺体安置場所（原則として避難所 には遺体を安置しないが、災害の状況に よりやむを得ない場合は、避難スペース として隔離した位置に確保する。）	場所名：.....

※ ◎印の付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。
（施設配置図等に、上記の内容を図示する。）

(3) 様式3 避難者名簿

_____ 避難所

避難者名簿（世帯単位）

(ふりがな) 避難者の氏名			年齢	性別	①入所年月日	年 月 日	町内名	
代表者				男・女	②住所	〒		
	携帯電話 — —				自宅電話番号	— —		
ご一緒に避難されたご家族の氏名			年齢	性別	③家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通		
ご家族				男・女	④避難情報 あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した。 ロ. まだ残っている。 → どなたですか。 () ()			
				男・女				
				男・女	⑤安否情報 あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。 → どなたですか。 () ()			
				男・女				
				男・女				
				男・女				
⑥ご家族に、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなどの特別な配慮を必要とする方など、注意点がございましたらお書きください。 (記載例) 家族の〇〇が要介護高齢者である。 など								
⑦安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えてもよいですか? → はい ・ いいえ								
退出年月日		年 月 日						
転出先 *該当するところに○を記入し、自宅以外の場合は転出先の名称、住所、連絡先をご記入下さい。	自宅							
	自宅以外	〒 電話番号 — —						
備考（この欄には記入しないでください。）								

※ 内容に変更がある場合は、速やかに町避難所担当職員に申し出てください。

(4) 様式 4 避難状況報告書 (第 1 報)

避難状況報告書 (第 1 報)

災害対策本部報告先

F A X 7 8 4 - 1 8 1 8

T E L 7 8 4 - 3 4 5 1

避難所名	
設日時	月 日 時 分
避難種別	勧告 ・ 指示 ・ 自主避難

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難人数	人	避難世帯数	世帯
災害時要援護者避難状況 (上記避難者のうち)	要介護高齢者	人	
	身体障がい者	人	
	精神障がい者	人	
	妊産婦・乳幼児	妊産婦 人	・ 乳幼児 人
	難病を抱えている人	人	
	外国人 (日本語が話せない方)	人	
	上記以外の者	人	
避難所のライフラインの状況	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話普通		
避難所不足物品名及び数量	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
緊急を要する事項 (具体的に)			
参集した避難所担当職員名			
(携帯番号)		(番号) - -	
参集した施設管理者名			

(5) 様式5 避難状況報告書（定時報告）

避難状況報告書（定時報告）

災害対策本部報告先

FAX 784-1818

TEL 784-3451

避難所名	
------	--

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難人数	人	避難世帯数	世帯
災害時要援護者避難状況 (上記避難者のうち)	要介護高齢者	人	
	身体障がい者	人	
	精神障がい者	人	
	妊産婦・乳幼児	妊産婦 人	・ 乳幼児 人
	難病を抱えている人	人	
	外国人 (日本語が話せない方)	人	
	上記以外の者	人	
避難所のライフラインの状況	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話普通		
避難所不足物品名及び数量	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
	物品名 :	数量	個
緊急を要する事項 (具体的に)			
その他連絡事項 (具体的に)			
参集した避難所担当職員名			
(携帯番号)	(番号)	-	-
参集した施設管理者名			

(6) 様式6 物資依頼伝票

①	依頼日時 月 日 時 分			②	発注先業者名		
	避難所名				TEL		
	住所				FAX		
	担当者名				伝票No. 伝票枚数		
	TEL				本部受付日時 月 日 時 分		
	FAX				本部受信者名		
	品名				TEL		
	サイズなど				FAX		
	数量				出荷数		
	1				個口		
	2				備考		
	3						
	4						
	5						
	6						
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
個口合計							

- ・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。
- ・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。
- ・町避難所担当職員は、この伝票に記入し、災害対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。
- ・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。
- ・町避難所担当職員は、受領時に「物資受領簿」に記入してください。

③	出荷日時 月 日 時 分		
	配達者名		
	TEL		
FAX			
配達日時 月 日 時 分			

④	
避難所 受領 サイン	

(7) 様式 7 食料依頼伝票

食料依頼伝票

避難所	依頼日時 月 日 時 分				
	避難所名				
	住 所				
	担当者名				
	T E L				
	F A X				
	依頼数	避難者用	食	(うち 軟らかい食事	食)
		在宅避難者用	食	(うち 軟らかい食事	食)
合計		食	(うち 軟らかい食事	食)	
その他の依頼内容					
その他の依頼内容					
災害対策本部	受信日時 月 日 時 分				
	担当者名				
	処理日時 月 日 時 分				
	配送数	避難者用	食	(うち 軟らかい食事	食)
		在宅避難者用	食	(うち 軟らかい食事	食)
		合計	食	(うち 軟らかい食事	食)
	発送業者				
	配送業者				
配送確認時間					

(9) 様式 9 物資管理簿

物 品 管 理 簿 (衣 料 品) No.

用品	物 品 名		日付 ・ 在庫数												
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
衣 料 品	男性衣類	上着													
		ズボン													
		下着													
		靴下													
		パジャマ													
		防寒着													
	女性衣類	上着													
		ズボン													
		スカート													
		下着													
		靴下													
		パジャマ													
		防寒着													
	子供衣類	上着													
		ズボン・スカート													
		下着													
		靴下													
		パジャマ													
赤ちゃん衣類	ベビー服														
	肌着														
	靴下														

物品管理簿（生活・台所用品） No.

用品	物品名	日付 ・ 在庫数											
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
生活用品	生理用品												
	大人用おむつ												
	幼児用おむつ												
	ティッシュペーパー												
	トイレットペーパー												
	シャンプー・リンス												
	石けん												
	洗濯洗剤												
	歯ブラシセット												
	台所用品	鍋											
フライパン													
包丁													
皿（平皿）													
皿（深皿）													
箸													
スプーン													
フォーク													
カセットコンロ													
食器洗い用洗剤													
食器洗い用スポンジ													

(10) 様式 10 取材者用受付簿

取材者用受付簿

受付日時	月 日 時 分	退所日時	月 日 時 分
代表者	氏名	所属	
	連絡先（住所・TEL・携帯電話）		
同行者	氏名	所属	
取材目的	※ オンエア、記事発表などの予定		
避難所側付添者名		(名刺添付場所)	
特記事項			

※ お帰りの際にも必ず受付へお寄り下さい。

(11) 様式 11 郵便物等受取帳

郵便物受取帳

番号

避難所

番号	受付月日	宛名	郵便物等の種類	受取月日	受取人
1	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
2	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
3	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
4	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
5	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
6	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
7	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
8	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
9	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
10	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
11	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
12	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
13	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
14	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
15	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
16	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
17	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
18	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
19	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	
20	月 日		はがき・封筒・小包・その他 ()	月 日	

- ・町避難所担当職員は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・受取は、原則として各世帯ごとに代表者が取りに来る事とし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、町避難所担当職員は、施設内放送で本人を呼び、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

(12) 様式 12 外泊届用紙

外 泊 届 用 紙

ふ り が な 氏 名		
外 泊 期 間		
同 行 者		
緊急の場合の連絡先（希望者のみ）		

10 災害関係協定、覚書に関する資料

資料 38 災害時各種協定締結一覧

(1) 地方公共団体応援協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害時相互応援協定	十日町市・長岡市(旧川口町)・魚沼市(旧町村)・南魚沼市(旧町)	平成8年10月1日	災害等により被災した市町の応急・復旧対策について援助協力をを行う。
災害時相互応援要綱	北関東・新潟地域連携軸推進協議会	平成8年10月14日	災害等により被災した市町の応急対策について援助協力をを行う。
災害時相互援助協定	群馬県 前橋市	平成19年1月25日	災害等により被災した市町の応急・復旧対策について援助協力をを行う。
災害時相互援助協定	秋田県 湯沢市	平成23年7月14日	大規模災害時における、被災した市町の応急・復旧対策について援助協力をを行う。
災害支援協定	環境自治体会議	平成24年6月6日	災害等により被災した市町の応急・復旧対策について援助協力をを行う。
災害時相互援助協定	埼玉県 松伏町	平成24年10月4日	災害等により被災した市町の応急・復旧対策について援助協力をを行う。

(2) 物資供給協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害時における物資供給に関する基本協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成18年3月7日	災害時における生活必需品、災害資機材等の必要物資を迅速かつ円滑に調達するため、物資の供給協力の要請に関し、その手続きについて定める。
災害時における物資の供給協力に関する協定	しおざわ農業協同組合	平成19年1月31日	災害時における食料品、生活必需品等の必要物資を迅速かつ円滑に調達するため、物資の供給協力の要請に関し、その手続きについて定める。
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社 のぐち	平成19年1月31日	
災害時における燃料の供給協力に関する協定	湯沢町石油・ガス組合	平成19年2月19日	
災害時における燃料の供給協力に関する協定	有限会社 文明屋石油店	平成19年2月19日	災害時における救援活動に必要な燃料及び災害現場等で使用される機材・車両に必要な燃料の必要量を確保するため、燃料の供給協力の要請に関し、その手続きを定める。
災害時における燃料の供給協力に関する協定	森下企業 株式会社	平成19年2月19日	
災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定	社団法人 新潟県エルピーガス協会魚沼支部	平成23年3月23日	災害が発生し又は発生する恐れのある場合に町民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項を定める。
災害時における燃料の供給協力に関する協定	株式会社アクテオ	平成25年7月1日	災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定める。
災害時における燃料の供給協力に関する協定	新潟県石油商業組合南魚沼支部	平成25年11月1日	災害時における救援活動に必要な燃料及び災害現場等で使用される車両、施設及び設備に必要な石油燃料の供給に関し、その手続きを定める。

(3) 建設・建築業等応援協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害時における応急対策業務等に関する協定	湯沢町建設業安全協議会	平成19年2月19日	災害時にける災害応急対策業務等の協力を要請することについて必要な事項を定める。
災害時の応援業務に関する協定	社団法人新潟県建築士会南魚沼支部	平成19年3月29日	災害時にける応急対策及び復旧を円滑に実施することに関し、その業務について協力していただくため必要な事項を定める。
災害時の応急対策業務等に関する協定	湯沢町建築工業組合	平成19年12月21日	災害時にける応急対策及び復旧を円滑に実施することに関し、その業務について協力していただくため必要な事項を定める。
災害時の応援業務等に関する協定	社団法人新潟県測量設計業協会	平成20年10月15日	災害時にける災害応急対策及び復旧を円滑に実施することに関し、その業務について協力していただくため必要な事項を定める。
災害時の応援業務等に関する協定	社団法人新潟県農業土木技術協会	平成20年10月15日	災害時にける災害応急対策及び復旧を円滑に実施することに関し、その業務について協力していただくため必要な事項を定める。

(4) 災害救助犬出動協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害救助犬の出動に関する協定	災害救助犬十日町	平成19年12月21日	災害時において救助を要する者の捜索時における災害救助犬の出動について必要な事項を定める。

(5) 災害情報等放送協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害情報等の放送に関する協定	株式会社エフエム雪国	平成21年2月6日	災害時において町民への迅速かつ正確な情報が伝わるよう災害等の情報を放送することについて必要な事項を定める。

(6) 避難所施設提供協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	湯沢温泉旅館組合	平成20年4月23日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。
災害時における避難所等施設利用に関する協定	ハイランドパーク株式会社	平成21年10月20日	災害時における避難場所等として施設を利用することについて必要な事項を定める。
災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	しおざわ農協協同組合	平成21年12月9日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。
災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	株式会社融和開発	平成21年12月15日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。
みちしるべ湯沢の災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	国土交通省北陸地方整備局長岡事務所	平成22年1月26日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。
災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	株式会社プリンスホテル	平成22年8月1日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。
災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	株式会社森下組	平成25年9月10日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
道の駅みつまたの災害時における避難場所としての施設利用に関する協定	国土交通省北陸地方整備局長岡事務所	平成 27 年 3 月 2 日	災害時における避難場所として施設を利用することについて必要な事項を定める。

(7) 災害協力協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害時の協力に関する協定	東北電力株式会社魚沼営業所	平成 22 年 12 月 15 日	災害時において大規模な停電が発生した時に、電力設備の復旧を迅速かつ円滑にするための協力体制について必要な事項を定める。
災害時の応援業務に関する協定	新潟県電気工事工業組合魚沼支部	平成 23 年 2 月 15 日	災害時の応急対策及び災害復旧に関する応援要請について、必要な事項を定める。

(8) 災害情報交換協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局	平成 23 年 3 月 1 日	災害が発生または発生する恐れのある時に、必要な情報を交換し迅速かつ円滑な災害対策を行う事項を定める。
東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定	東京電力株式会社	平成 25 年 1 月 9 日	町民の安全及び安心を確保することを目的とし、柏崎刈羽原子力発電所における事故、故障発生時の通報連絡等について、必要な事項を定める。

(9) 郵便局（郵政公社）協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
災害発生時における、湯沢町と湯沢町内郵便局の協力に関する協定	湯沢郵便局	平成10年9月1日	災害時での相互で所有している施設の使用又は提供、及び被災状況等の情報の提供に関して、相互が協力して円滑に遂行するための必要な対応について定める。

(10) 新潟県防災行政無線管理運営協定

協 定 名	協定締結相手	締 結 日	協 定 内 容
新潟県防災行政無線の管理運営に関する協定	新潟県	平成8年4月1日	新潟県情報通信ネットワークVSAT 地球局の設営について必要な事項を定める。

11 その他の資料

資料 39 湯沢町の既往の主な災害

(1) 風水害

発生年月日	災害の種類・名称	被害の概要
昭和10年9月25日	台風	総雨量328mmで河川氾濫、土石流等により大被害 農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和23年9月16日	アイオン台風	総雨量230.4mmで河川氾濫等により大被害 農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和34年9月27日	伊勢湾台風	強風により大被害 住家全壊6棟、半壊102棟、小壊241棟、 軽傷者1人、立木倒壊約2400本、 被害額38,412千円
昭和40年9月17日	台風4号	日雨量165.4mmで河川氾濫等 大風で全壊1棟
昭和46年7月25日	豪雨	時間雨量65mmで河川氾濫等 浸水家屋16棟
昭和53年6月	梅雨前線	水田、畑に冠水、土砂流入
昭和54年10月1日	台風16号	強風による非住家の破損等
昭和56年7月13日	集中豪雨	床下浸水11戸、河川の決壊等15箇所
昭和56年8月23日	台風15号	降雨量225mmで河川氾濫等により大被害 床上浸水2棟、床下浸水68棟、農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和57年8月2日	台風10号	住家一部破損2棟他
昭和57年8月23日	台風15号	農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和57年9月12日	台風18号	床上浸水1棟、床下浸水3棟、農地冠水、道路流出、河川決壊他
平成3年9月27日	台風19号	住家一部破損1棟他
平成6年9月30日	台風26号	住家一部破損10棟他
平成10年9月16日	台風5号	床下浸水5棟、一部破損1棟、農地冠水他
平成10年10月18日	台風10号	強風による家屋破損他
平成13年8月24日	台風11号	県道橋脚沈下、河川護岸流出他
平成20年7月1日	集中豪雨	土砂流出による道路被害他
平成23年9月3日	台風12号	床下浸水1棟、河川護岸流出他
平成24年4月3日	爆弾低気圧	家屋一部破損2棟
平成24年4月6日	爆弾低気圧	家屋一部破損1棟
平成25年9月16日	台風18号	床下浸水2棟、一部破損1棟、河川護岸流出他

(2) 雪害

発生年月日	災害の種類・名称	被害の概要
大正7年	雪崩	三俣の前ノ平で大雪崩 死者158人、建物28戸倒壊埋没
昭和20年冬季	雪害	最大積雪深460cm 雪害による漏電で2駅焼失、除雪等による死者9人(国鉄の除雪労務者)、雪崩で死者4人
昭和36年2月17日	表層雪崩	矢木沢の芝原峠 死者1人
昭和39年3月18日	表層雪崩	土樽の中里スキー場 軽傷1人、救出1人
昭和41年2月11日	全層雪崩	松川の工事現場 死者3人、軽傷1人、救出1人
昭和47年3月18日	全層雪崩	湯沢の布場スキー場 軽傷1人、救出1人

発生年月日	災害の種類・名称	被害の概要
昭和51年冬季	雪害	積雪深310cm、人的被害等なし
昭和52年1月29日	表層雪崩	三俣の貝掛 乗用車半分埋没
昭和53年冬季	雪害	死者2人、軽傷4人、住家床下浸水6棟他
昭和59年1月22日	落雪	仲山体育館屋根雪の落雪
昭和59年2月3日	表層雪崩	西中の雪国荘裏 軽傷7人
昭和59年2月9日	表層雪崩	土樽の土樽駅前 軽傷1人、救出2人
昭和59年2月29日	表層雪崩	湯元 軽傷3人、救出2人、自力脱出3人 住家全壊2戸、半壊1戸、旅館一部破損2戸
昭和59年冬季	雪害	死者1人、軽傷15人、住家全壊4棟他
昭和61年冬季	雪害	除雪等による重傷2人、軽傷1人
昭和63年冬季	雪害	除雪等による重傷2人
平成5年3月31日	落雪	土樽の旭原 屋根雪の落雪 死者1人
平成7年2月23日	雪崩	布場スキー場 負傷者なし
平成7年冬季	雪害	除雪等による死者1人、重傷1人、軽傷1人
平成8年冬季	雪害	除雪等による重傷2人、軽傷2人
平成9年冬季	雪害	除雪等による死者1人
平成11年冬季	雪害	除雪等による重傷1人、軽傷2人
平成12年冬季	雪害	除雪等による負傷2人 スキー場で表層雪崩発生 人的被害なし
平成13年冬季	雪害	除雪等による死者2人、重傷2人、軽傷2人
平成18年冬季	雪害	スキー場で表層雪崩発生 負傷11人 土樽地区で雪崩発生 県道通行止め
平成23年冬季	雪害	除雪等による死者1人
平成24年冬季	雪害	災害救助法の適用 除雪等による重症1人、家屋の半壊2棟
平成25年冬季	雪害	除雪等による重症4人、軽傷4人

(3) 地震災害（町周辺）

発生年月日	震源・規模	被害の概要
元文2年1月3日 (1738年)	震源は津南町 マグニチュード5.5	津南町で、蔵の壁損じ、釜潰れる。屋敷崩れ青とろ出る。
明治31年5月26日 (1898年)	震源は六日町 マグニチュード6.1	六日町で、土蔵、家屋の亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂等あり
明治37年5月8日 (1904年)	震源は六日町 マグニチュード6.1	南魚沼郡五十沢村付近で、土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落、障壁の亀裂、墓石の転倒等あり
平成4年12月27日 (1992年)	震源は津南町 マグニチュード4.5	津南町等で体育館の屋根破損や家屋小破137棟、水道・電気の供給停止等
平成13年1月4日 (2001年)	震源は塩沢町 マグニチュード5.1	湯沢町の震度5弱、人的被害なし、公共施設等で軽微な被害あり
平成16年10月23日 (2004年)	震源は川口町 マグニチュード6.8	湯沢町の震度4、死者1人、負傷1人 公共施設等の被害なし
平成19年7月16日 (2007年)	震源は上中越沖 マグニチュード6.8	湯沢町の震度3、負傷1人 公共施設等の被害なし
平成23年3月11日 (2011年)	震源は宮城県沖 マグニチュード9.0	湯沢町の震度3、人的被害なし 公共施設等の被害なし
平成23年3月12日 (2011年)	震源は長野県北部 マグニチュード6.7	湯沢町の震度5弱、人的被害なし、公共施設等で軽微な被害あり

(4) その他

発生年月日	災害の種類・名称	被害の概要
平成12年5月11日	危険物に係る車両事故	国道17号萱付トンネル付近(二居)で大型タンクローリーが横転し、道路下へ転落 毒劇物を積載していたが漏えいなし
平成21年2月10日	大規模停電	群馬県みなかみ町内で東京電力送電線巡視中のヘリコプターが送電線上に落下し、三国地区が4時間にわたり停電。スキー場のゴンドラ等停止、スキー客救助

資料 40 様式

(1) 様式 1 参集途上被害状況報告用紙

[]災害時参集途上被害状況報告

自宅発日時	年 月 日 時 分	※	本部受付日時	月 日 時 分
報告者氏名	(所属)	本 部 欄	備考	

町名	地点又は区間 (目標物)	状況★甚大な被害、防災拠点施設の被害の有無（可能性含む）の把握を最 優先
	～	火 災、木造倒壊、非木造倒壊、土砂崩壊、浸 水 あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし 時 分現在
	～	火 災、木造倒壊、非木造倒壊、土砂崩壊、浸 水 あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし 時 分現在
	～	火 災、木造倒壊、非木造倒壊、土砂崩壊、浸 水 あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし 時 分現在
	～	火 災、木造倒壊、非木造倒壊、土砂崩壊、浸 水 あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし 時 分現在
	～	火 災、木造倒壊、非木造倒壊、土砂崩壊、浸 水 あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし 時 分現在

注：被害の有無については、参集途上において把握できた限りでよい。

(2) 様式2 災害概況速報用紙

災害概況速報

災害名 _____ (第 _____ 報)	報告日時	年 月 日 時 分
※ 項目ごとに情報源を明記すること。 (住民通報、モニタリング情報、町内会長通報、 その他民間通報、消防・警察官通報、その他 機関通報及び現認)	市町村	湯沢町
	所属名	課 (所)
※ 項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。	報告者名	(部・支部)

	災害種別	地震、水害、火災、その他			発生日時	年 月 日 時 分				
災害の概況	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等) ※ _____ 町 _____ 丁目 _____ 番									
被害状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊 (流失)	棟	一部破損	棟
		重傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
		軽傷者	人						床下浸水	
(火災の派生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・水道の状況等)										
応急対策の状況	(応急措置、非難状況、行政区・町内会、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

(3) 様式3 要請情報用紙

要請情報

災害名 _____ (第 報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要請日時	年 月 日 時 分
主管部名	部 (課)
部長名	
担当者名	(課・支部)

要請の概要	種別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他 ()
	内容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入) ※ 別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数・又は人数	(種別、性別、品名別に分けて記入)
	場所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	その他必要事項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要請理由	(措置の状況、部・課内対策要員の状況、資機材の状況、その他要請を必要とした状況)	

湯沢町地域防災計画 資料編
(平成26年3月修正)

編集発行 湯沢町防災会議
(事務局 湯沢町総務課)

〒949-6192

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
電話：025-784-3451 (直通)